

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成19年 9 月 26 日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成19年 9 月26日（水曜日）

午前10時 1 分開議

午後 0 時54分閉会

本日の会議に付した事件

議案第 1 号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 5 号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第 8 号 熊本県子ども輝き条例の制定について

議案第 9 号 熊本県立保育大学校条例を廃止する条例の制定について

議案第10号 熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 財産の処分について

報告第 7 号 財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

請第12号 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告について

②熊本県パーキングパーミット制度（仮称）について

③熊本県次世代育成支援行動計画「くまもと子育て・子育て応援大作戦」平成18年度の実施状況総括について

④障害者自立支援法施行に伴う利用者等への影響調査結果について

⑤自殺対策について

⑥医療制度改革に対する対応について

⑦熊本県動物愛護管理推進計画（仮称）の検討状況について

⑧熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要について

⑨財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況について

⑩平成18年度大気・化学物質等の調査結果について

⑪日本製紙株式会社八代工場のボイラーに関する排出基準違反及び測定記録の改ざんについて

⑫荒尾市浦川支流増永川（増永橋）におけるPCP（ペンタクロロフェノール）の検出について

⑬平成18年度水質調査結果について

⑭公共関与による管理型最終処分場の整備について

⑮水俣病対策の状況等について

出席委員（8人）

委員長 藤 川 隆 夫

副委員長 重 村 栄

委員 大 西 一 史

委員 福 島 和 敏

委員 九 谷 弘 一

委員 船 田 公 子

委員 瀧 上 陽 一

委員 高 野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部 長 岩 下 直 昭

次 長 森 枝 敏 郎

次 長 林 田 直 志

次 長	東 明 正
健康福祉政策課長	岡 村 範 明
社会福祉課長	坂 田 憲 久
首席健康福祉審議員兼	
少子化対策課長	矢田貝 泰 之
高齢者支援総室長	岩 田 宣 行
高齢者支援総室副総室長	倉 永 保 男
高齢者支援総室副総室長	橋 本 博 之
障害者支援総室長	前 田 博
障害者支援総室副総室長	若 杉 鎮 信
障害者支援総室副総室長	兼 行 雅 雄
医療政策総室長	高 橋 雄 二
医療政策総室副総室長	高 嶋 裕 治
首席医療審議員兼	
健康づくり推進課長	中 田 榮 治
健康危機管理課長	牧 野 俊 彦
薬務衛生課長	早 川 弘 文
環境生活部	
部 長	村 田 信 一
次 長	富 永 安 昭
次 長	駒 崎 照 雄
次 長	中 山 寛
環境政策課長	坂 本 慎 一
環境政策監兼	
環境立県推進室長	森 永 政 英
環境保全課長	古 庄 眞 喜
水環境課長	林 田 源 正
自然保護課長	久 保 尋 歳
首席環境生活審議員兼	
廃棄物対策課長	本 田 恵 則
廃棄物公共関与政策監兼	
公共関与推進室長	山 口 洋 一
水俣病保健課長	谷 崎 淳 一
水俣病審査課長	田 中 彰 治
食の安全・消費生活課長	山 地 あつ子
交通・くらし安全課長	江 藤 弘 文
人権同和対策課長	佐 藤 幸 男
人権センター長	福 岡 耕 治

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦
政務調査課課長補佐 内 田 豊

午前10時1分開議

○藤川隆夫委員長 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから第3回厚生常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第12号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第12号についての説明者を入室させてください。

(請第12号の説明者入室)

○藤川隆夫委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、どうぞ。

(請第12号の説明者の趣旨説明)

○藤川隆夫委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をしますので、本日はこれでお引き取りください。

御苦労さまでございました。

(請第12号の説明者退室)

○藤川隆夫委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、岩下健康福祉部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

どうぞ、着座で構いませんので。

○岩下健康福祉部長 それでは、本議会に提案いたしております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案いたしておりますのは、予算関係 2 議案、条例関係等 4 議案、報告 1 議案の合計 7 議案でございます。

まず、第 1 号議案の平成19年度熊本県一般会計補正予算でございますが、今回お願いいたしております補正予算の総額は3,800万円余の増額でございます。

その主な内容でございますが、7月の梅雨前線豪雨により被災された方々への災害援護資金の貸付金、それから、認知症の人とその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていくための支援ネットワークを構築するための経費等の増額でございます。

これによりまして、特別会計分を含めました健康福祉部の予算総額は1,058億6,000万円余となります。

次に、第 5 号議案の専決処分の報告及び承認についてでございますが、7月6日からの大雨災害によりまして、特に被害が大きかった下益城郡美里町には、災害救助法を適用いたしました。被災者に対する災害救助費等につきまして、緊急に予算措置を講ずる必要がございましたので、7月27日、総額4,600万円余の一般会計補正予算について知事専決処分を行いましたので、御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

その主な内容でございますが、被災された方々のための応急仮設住宅の建設や避難所の設置、維持、断水世帯への飲料水の供給等の対応に要する経費を計上させていただきました。

なお、避難された住民の方々への対応として、保健師による健康相談、それから心理判定員によるこころのケア及び避難所における衛生指導等を実施したところでございます。

被災者の方々께서少しでも早く安心して生活を送ることができるよう、美里町と十分連携を図りながら、適切に対応してまいります。

次に、第 8 号議案の熊本県子ども輝き条例の制定についてでございますが、子供が輝く

熊本づくりの機運を醸成し、県民一人一人による取り組みを推進する必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、第 9 号議案の熊本県立保育大学校条例を廃止する条例の制定についてでございますが、平成21年3月末、熊本県立保育大学校を廃止するため、関係する条例を廃止、改正するものでございます。

次に、第10号議案の熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について及び第11号議案熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、理・美容所の衛生水準の維持や利用者の清潔保持のため必要な設備である洗い場の設置義務を明確にするなど、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、報告第 7 号の財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出については、県が基本財産の一部を出捐しております熊本さわやか長寿財団の経営状況についての報告でございます。

このほか、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告についてなど、8件につきまして御報告させていただき、ことといたしております。

なお、去る7月16日、新潟県中越沖地震が発生し甚大な被害をもたらしましたが、県の支援活動としまして、保健師、薬剤師で構成する県職員の保健医療チームを、去る8月12日から31日までの20日間、現地に派遣し、被災者の方々への保健医療活動を行いました。被災地の日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課長、総室長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 それでは、続きまして、坂田社会福祉課長。――可能な限り簡潔に説

明をお願いします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の2ページ、お願いいたします。

補正予算関係でございますけれども、今回、遺家族等援護費として200万5,000円の増額補正をお願いいたしております。

内容、説明欄に記載しておりますけれども、中国から帰国した残留邦人等に対します国の支援策の拡充により、今回事務費の追加等があったものでございます。

これらの方々、帰国後年数がたっておりますものの、言葉の問題、あるいは高齢化に伴い就労が困難など社会的、経済的な自立ができず、現在約6割の方が生活保護を受給しております。これまでもいろんな支援策を実施してまいりましたが、今回、特に生活保護を受給されている方々を対象に、日本語教室、あるいは交流会の参加、日本語習得のための交通費、教材費等を支給するものでございます。よりきめ細やかな支援を行い、自立を促進していくということでございます。全額国庫でございます。

以上でございます。

○矢田貝少子化対策課長 まず、説明資料の3ページをお開きください。

補正予算のお願いでございますが、まず、1の児童健全育成費、保育士研修の在り方検討事業でございます。

今回、議案第9号として保育大学校の廃止条例を提案しておりますけれども、今回の補正は、保育大学校のあり方の検討においてその充実をするよう求められておりました今働いている現任保育士さんの研修について、研修のあり方、役割分担などについて、保育団体、保育士養成の学校、学識経験者などの皆様から成る研修検討会を設置し、検討するための費用、50万円余の補正をお願いするもの

でございます。

次に、児童相談所費の(1)オレンジリボンキャンペーン事業についてでございますが、11月が児童虐待防止月間となっており、ことしは、その一環として、オレンジリボンというシンボルマークを全国統一でこの児童虐待防止推進のために普及させていこうということになっております。

本県も11月に虐待防止の全国フォーラムを実施いたしますけれども、その本県におきましても、オレンジリボンの配布もしくは児童虐待防止推進のための情報誌の作成等、国庫10分の10の事業でございますけれども、この事業を推進していきたいということで、312万円余の補正をお願いするものでございます。

(2)の「こうのとりのかご」を巡る課題の検証事業についてでございます。

これは、熊本市慈恵病院が設置しました「こうのとりのかご」につきまして、熊本市とも連携しながら、有識者から成る検証会議の方を設置いたしまして、個別の事例を踏まえ、児童福祉における課題や制度上の問題などについて中期的な観点から検証を行うための費用、77万円余の補正をお願いするものでございます。

補正予算については以上でございます。

次に、おめくりいただきまして、説明資料の9ページ、議案第8号の熊本県子ども輝き条例の制定についてでございます。

この条例案の説明の前に、別冊資料でA4の横で、熊本県子ども輝き条例(案)について、厚生常任委員会説明資料補足資料というものが机の上に配られているかと思います。まずこれで簡潔に経緯等につきまして御説明した上で、条例案について御説明申し上げたいというふうに思います。

まず、このA4の横の別冊資料から御説明させていただきますが、条例検討の背景につきましては、少子化の進行、家庭、地域の教

育力の低下など、子供を取り巻く環境が大きく変化している中、子供が輝く熊本づくりの機運を醸成し、県民一人一人の取り組みを進めていくために、この条例の検討をしているものでございます。

2を飛ばしまして、3の検討の経緯でございます。

パブリックコメント案の作成、なるべく県民の皆様に共感できるような条例をつくっていくということで、外部有識者の方、もしくは子供たちの子ども会議などで出された意見を庁内でもみまして、6月定例県議会に御報告の上、パブリックコメントの案を作成したものでございます。

(2)意見聴取の実施でございますが、パブリックコメントとともに、地域会議、子ども会議などを開催しまして、336件、233人の意見を聴取したものでございます。

この補足資料2ページをおめくりいただきますと、その詳細が書いてございますが、例えば、②に書いてございますように、県内11カ所での地域会議、あるいは③に書いてございますとおり、県内の関係団体、もしくは有識者、学識者の方も集まるくまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会、もしくは小中、高校、大学生による子ども会議などを経まして、この条例案について御意見をいただいているというものでございます。

(3)にございますとおり、この御意見を踏まえて幾つかの修正をした上で今回提案をしているものでございます。

この補足資料3ページ、参考1と書いていますものでございますけれども、日本国憲法、児童憲章、権利条約、権利宣言など、こうしたものがある中で、熊本県としてもメインとなる子ども輝き条例を制定し、下に書いてある子供に関する具体的な施策を計画等に基づいて進めていくという位置づけでございます。

おめくりいただきまして、4ページ、全体

構成案、参考2と同じでございますけれども、この条例案、中身につきましては、県民皆で共有する基本理念、県民ぐるみで育てていくための育ちの環境づくり、子供に教え伝えていくこと、さらに、それぞれの役割、県の取り組みを大きく規定するものでございます。

5ページからの参考3につきましては、先ほど御説明した地域会議等で出された意見を6つに分けて書いてございます。

(1)、(2)の意見が一番多かったものでございます。条例そのものはいいいんだけれども、これを具体的な施策、行動に結びつけていくことが大事であるとか、この条例そのものはいいいんだけれども、これを各家庭、すべての子供たちの親などに浸透させていくことが大事であるというような御意見をいただいております。

また、(3)肥後っ子の日の取り組み、具体的な取り組みを進めてほしい、(4)その際、もしくはその条例の周知、実施に当たっては、県の施策との整合性を整理して混乱が生じないよう進めるようというような意見がございました。

また、6ページでございますが、親が育つ施策の推進が必要、また、親だけに責任があるわけではなくて、これをいかに見守っていくかというような御意見も多くございました。それと、パブリックコメントの方で、今回要望、陳情書も出されているようでございますが、児童の権利に関する条例というものを前提として条例を検討すべきであるというふうな御意見がございました。これにつきましては、本会議でも知事から答弁いたしましたけれども、そうしたものも踏まえて今回条例を検討しているというものでございます。

7ページ、参考4は、これは子ども会議で出された意見でございます。参考にさせていただければというふうに思います。

それでは、本資料に戻っていただきまして、本資料の9ページ、10ページ、11ページが実

際の条例案、12ページ、13ページが概要でございますので、どちらを見ていただいても構いませんが、12ページの概要の方で御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、前文につきましては、条例制定の趣旨を記載しております。

また、第1条に、このすべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念、基本となる事項を定めるという目的を明記しています。

第2条に、子供の定義、18歳未満の者と定義しております。

第3条、基本理念として3つ定めてございます。

まず、すべての子どもは、世界に一つのかげがえのない存在であること、2番目として社会の一員としてその人権、個性が尊重され、最善の利益が考慮されること、3点目に、子どもは、愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができるの3つを基本理念としております。

第4条は、県民ぐるみで整備していく子供の育ちの環境づくりというもので、4点掲げてございます。

すべての子どもが、みずから進んでよく学び、遊び、さまざまな人と触れ合い、体験ができるという環境づくり、2点目が、すべての子どもが、発達段階に応じて適切な指導を受けながら、伸びていく力が引き出される、3点目が、いじめ、虐待、犯罪、事故などから守られる、4点目が、孤立感を持つことなく、家庭、学校、地域のきずなの中で、喜び、悲しみなどを共有して育っていけるというものでございます。

第5条でございますけれども、県民が、みずから手本となりながら、子供がみずから学び、心豊かに育つために、教え、伝えていくこと、4点記載してございます。

命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること、2点目として、社会の規律を

守り、家庭、地域の一員としての役割を果たすこと、3点目として、郷土、自然、文化、伝統を大切にすること、4点目として、未来に夢を持ち、困難を乗り越え、自立していくことを掲げてございます。

第6条におきましては、「(それぞれの役割)」として、保護者の役割、第一義的な責任があるという役割、2点目として、教育、保育関係者の役割、専門性を高め、互いに協力、支援するというもの、3点目として、県民及び事業者が、子どもを地域、社会全体で育てていくという認識のもとで、子どもの育ちを支えるという役割を定めております。

また、第7条では、「(県の取組)」として、まず、県が子どもに関する施策を計画的、総合的に推進していくもの、そして2点目として、県民に対する広報、普及啓発、必要な支援に努めていくというふうに記載しております。

最後、毎月15日を肥後っ子の日といたしまして、御家庭、学校、職場、事業所において、子供が輝く熊本づくりのための取り組みをこの日をきっかけとして進めていただく日ということで定めているところでございます。

以上が子ども輝き条例(案)の概要でございます。

最後に、もう1つ、条例案でございます。

14ページをお開きください。

熊本県立保育大学校条例を廃止する条例の制定についてでございます。

熊本県立保育大学校につきましては、6月の定例県議会の方でもお答えさせていただきましたとおり、保育を取り巻く環境の変化、保育士養成施設の現状等から廃止することを県として方針を決定したものでございます。このため、保育大学校設置条例を廃止する条例案を提案するものでございます。あわせて、入学試験や在学証明書に係る手数料条例、証紙条例の規定の改正を行うものでございます。

条例の施行は、現在、入学、学校にいらっしゃる学生さんが卒業された後の平成21年4月1日としております。

御審議のほどよろしく願いいたします。
以上でございます。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

説明資料の4ページをお願いします。

老人福祉費でございます。

右側説明欄、高齢者福祉対策費、新規事業、認知症地域支援体制構築等推進事業でございます。

これは、認知症の人とその家族が住みなれた地域で暮らしていくため、特に専門的な支援を行う体制の構築を目指しまして、県内の2市町村においてモデル地域を定めまして、支援ネットワークを構築するための事業でございます。

全額国庫の事業でございます。

以上、予算につきましては、高齢者支援総室、1,126万6,000円の増額補正をお願いしております。

よろしく願いいたします。

引き続きまして、説明資料の20ページをお願いいたします。

報告第7号財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明につきましては、お手元に別冊資料が配付されているかと思いますが、経営状況を説明する資料がございます。こちらに沿って御説明させていただきます。

まず、財団法人熊本さわやか長寿財団でございますが、これは、高齢者の生きがい、あるいは健康づくりの推進を目的に、平成3年に、県、市町村、民間等が出資をしまして設立した団体でございます。

まず、18年度の事業報告でございます。

2ページをお願いいたします。

事業の概要につきましては、1から6まで記載しておりますが、各事業の詳細につきましては、3ページ以降で説明をさせていただきます。

主なものについて御説明をいたします。

まず、3ページの2番の(1)熊本さわやか大学校の開校でございますが、高齢者の生きがい再発見、仲間づくり、社会参加のためのリーダー養成等を目的に、熊本さわやか大学校を開校、運営しております。ここにごきますように、熊本校、八代校合わせて、170名の方が卒業しておられるところでございます。

4ページをお願いいたします。

真ん中あたり、(2)高齢者スポーツ・文化の集いでございます。

これは、全国健康福祉祭、いわゆるねりんピックの県予選も兼ねたスポーツ・文化の集いでありまして、毎年県内から約3,000人を超える高齢者の方々に御参加いただいております。高齢者の生きがい、健康づくり、あるいは相互親睦に向けて取り組んでいただいているところでございます。今後、平成23年に熊本で行われます全国のねりんピック大会に向けて、さらに機運を盛り上げていく必要があると考えております。

5ページをお願いいたします。

3番の(1)熊本さわやか知恵袋活用システムの運営でございます。

高齢者の知識や経験を地域社会に還元するという通して、高齢者の生きがいづくりを推進するという観点から、この熊本さわやか知恵袋活用システムというものを運営しております。

具体的には、ここに掲げておりますようなそれぞれの技術につきまして、市町村、社協、老人福祉施設等各種団体に紹介しておりまして、小学校での伝承工作会や老人ホームでの慰問等、延べ3,325回の活動をしていただいております。

6 ページをお願いいたします。

一番上、4 番のサラリーマンOB対策事業でございますが、さわやかシニアくらぶ支援事業を実施しております。

サラリーマン退職者の方々と組織運営されますさわやかシニアくらぶでございますが、主に退職者を対象として、手づくりのイベントを企画、実施する取り組みを支援しております。

次に、5 の(1)でございますけれども、高齢者総合相談センターの運営でございます。

高齢者及びその家族が抱えるさまざまな問題、悩みにつきまして相談に応じるため、このセンターの運営を行っているところでございます。

それから、7 ページをお願いいたします。

(2) の高齢者無料職業紹介所の運営でございます。

高齢者の就業機会の拡大を図ることから、職業紹介を行いますこの無料職業紹介所の運営もやっております、ここに書いておりますように、18年度は、就職数としまして513名、これは過去最高でございますが、この就職に結びついていただいております。

次に、その下の6、介護実習・普及センター運営事業でございますが、県民の皆さんに対する介護意識の啓発、介護知識、技術の習得のための講座などを開講しております、3,644名の方に受講いただいております。

それから、1 つ飛びまして、9 ページから10 ページでございますが、こちらが18年度の決算でございます。

9 ページが収入でございます、一番下の欄、収入合計が1 億3,757万4,695円でございます。

10 ページが支出でございます。下から3 段目の欄でございます。その決算額をごらんいただきますと、1 億1,879万8,976円の支出でございます。

一番下の次期繰越収支差額でございます

が、1,877万5,719円を18年度から19年度に繰り越しているところでございます。

次に、14 ページ以降に本年度の事業計画を掲げておるところでございます。

14 ページからでございますが、基本的には、本年度も、おおむね18年度と同様の事業にさらに力を入れて取り組んでいく予定でございます。

最後に、18 ページに本年度の予算を掲げておるところでございます。

事業の効率化等によりまして、県からの補助金、委託料等収入を前年度に比べまして約320万円削減する一方、資金運用方法の改善によりまして、利息収入を約13万円ふやしているところでございます。

予算の執行に当たりましては、より一層効率的な執行に心がけて、適切な財団運営が行われますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室です。

説明資料の5 ページをお願いいたします。

精神保健費でございます。

332万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

内容でございますが、県の地域自殺対策推進事業が、国の方から、平成19年から3 年間のモデル事業としての指定を受けました。それに伴う内示の増があったものでございます。

自殺対策連絡協議会の開催や自殺予防のための啓発事業等に取り組むことといたしております。

3 年間の事業計画の概要につきましては、後ほど報告事項で御説明をさせていただきますと思います。

次に、民生施設単県災害復旧費でございます。

285万9,000円の増額補正でございます。

本年7月6日の大雨によりまして、宇城市にあります県の福祉エリアであります希望の里で、のり面の土砂崩れがあり、その復旧に伴う経費でございます。

以上、総額618万6,000円の増額補正でございます。

よろしく願いをいたします。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

資料の6ページから8ページまでについて御説明いたします。

これは、7月6日から大雨による災害で、7月9日に美里町に災害救助法を適用したことにかかわる予算でございます。

まず、6ページの9月補正関係でございますが、災害援護資金貸し付け事業で補正額1,500万円を計上しております。

この貸し付け事業は、市町村が実施主体となりまして、災害で被害を受けられた世帯に対して、生活の立て直しのために貸し付けるものでございます。美里町に災害救助法が適用されたことによりまして、県下全市町村が対策地域となります。このうち、美里町と熊本市が当事業による貸し付けを予定しておりますことから、これに伴う経費を計上するものでございます。

次に、8ページをごらんください。

7月専決予算関係でございます。

災害救助事業でございますが、補正予算額4,624万5,000円となっております。これは、災害救助法が適用されました美里町におきまず被災者に対する飲料水の供給とか応急仮設住宅などの救助に要した経費でございます。この救助の実施につきましては、より迅速に災害に対処するという趣旨から、災害救助法に基づきまして、美里町に委任をして実施しております。

この災害救助法の規定に基づく必要な経費

につきまして、執行に時間的いとまがなかったということで、知事専決処分により行いましたので、御報告と御承認をお願いするものでございます。

以上です。

○早川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

議案の10号熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、説明は、17ページの条例(案)の概要により説明をさせていただきます。

まず、条例改正の趣旨についてでございますが、理容所における衛生水準の維持や利用者の清潔保持のため必要な設備であります手指等の洗浄を行うための洗い場及び洗髪を行うための洗い場の設置義務を明確にするため、関係規定の整備を行うものです。

具体的な内容についてでございますが、これまで理容所の開設に際しましては、法令の運用によりまして、各保健所において、必ず洗い場を設置するよう指導してきたところでございます。ところが、近年、条例に明確な規定が、ままその設置を求めることが困難な事例が生じておりまして、指導の根拠を持たせる必要があるため、洗い場の設置義務を明記するものでございます。

次に、施行日についてでございますが、これまで保健所で洗い場を必ず設置するよう指導してきた結果、県内に設置していない理容所は存在しないということから、公布日に施行することといたしております。

引き続き、18ページの議案第11号熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

こちらの方も、19ページの条例の概要によって説明をさせていただきます。

本条例の制定におきましても、美容所における洗い場の設置義務、施行日につきまして

は、さきに御説明をいたしました熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例の制定と同様の趣旨でございますので、説明を省略させていただきますが、これまで美容所におきましては、理容所と異なり、洗髪する場所の面積を除いて美容所の面積を判定してきたところでございます。しかしながら、衛生上の観点から、美容所に対して、洗髪する場所の面積を別に設けさせる理由はないことから、今回は、理容所とあわせて、洗髪する場所の面積を含めて美容所に必要な面積を判定することといたしまして、理容師法施行条例との整合性を図るものでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 次に、環境生活部から村田部長に総括説明を、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○村田環境生活部長 環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係1議案、条例関係等1議案の合計2議案でございます。

まず、第1号議案の一般会計補正予算でございますが、総額1,300万円余の増額補正をお願いいたしております。

主な内容といたしましては、国庫補助の額の確定に伴います公害健康被害補償給付事務費に係る交付金の精算返納金などを計上いたしております。

また、富岡ビジターセンターにつきまして、指定管理者への管理運営業務委託に係る債務負担行為の設定をお願いいたしております。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、196億4,400万円余となります。

次に、第19号議案の財産処分についてでございますが、これは、国民休暇村南阿蘇の県有地について、阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇

集団施設地区事業用地として環境省に売却を行うものでございます。

次に、水俣病対策につきまして御報告いたします。

与党プロジェクトチームから、7月に、新たな救済策についての中間取りまとめが示され、また、8月には「現に四肢末梢優位の感覚障害を有する方を広く対象として一律に救済する」などの考え方が示されました。これを受けて、現在、新たな救済策の最終提案がなされるよう、関係団体との協議等が行われております。できるだけ多くの被害者の方々の理解が得られ、水俣病の最終的、全面的な解決につながる救済策が一刻も早く実現されるよう、県議会の力強い御支援を賜りながら、精いっぱい取り組んでまいります。

このほか、財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況についてなど、7件につきまして御報告させていただくこととしております。

以上が今回御提案申し上げます議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○古庄環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料22ページをお願いいたします。

公害規制費で81万2,000円の増額をお願いしております。

これは新幹線騒音に係る国庫委託調査でございます。この調査は、新八代駅以南県境までの6地点について改善の状況を確認するための調査です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

富岡ビジターセンターの管理運営業務の債務負担行為の設定ということで御説明申し上げ

げます。

23ページでございます。

富岡ビジターセンターにつきましては、平成17年4月にオープンいたしまして、当初から指定管理者制度を導入しております。相手方は芥北町でございます。この委託期間につきましては、来年3月をもって終了いたします。引き続き、第2期の指定管理者、平成20年から22年度を予定しておりますけれども、それを募集するに当たり、将来にわたって債務負担する必要があること、また、県が募集を行うに当たっては委託料の限度額を応募者に示す必要があることから、今回債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

ちなみに、債務負担行為額は1,399万8,000円でございます。前回、1,682万2,000円より282万4,000円余の減額となっております。これにつきましては、主に、固定経費、光熱水費等の見直しによるものでございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、今回債務負担行為の承認をいただければ、指定管理者の募集を行い、選定委員会で指定管理者の候補者を選定いたしまして、その候補者につきまして2月議会で御審議いただくというふうな手順になっております。

説明は以上であります。

引き続きまして、25ページをお願いいたします。

財産の処分について御説明をいたします。

今回御審議をいただく処分財産でございますけれども、阿蘇郡高森町大字高森に所在しております休暇村南阿蘇貸付地の土地21筆でございます。処分面積につきましては、30万9,749.6平米、約31ヘクタールでございます。処分の相手方は環境省でございます。

26ページをお願いいたします。

処分財産の概要について御説明いたします。

今回処分いたします財産は、県が昭和49年から50年にかけて国民休暇村の誘致を目

的に取得した土地でございます。環境省と財団法人休暇村協会が事業主体となりまして、昭和51年に南阿蘇国民休暇村としてオープンし、現在に至っております。土地については、環境省及び財団法人休暇村協会と賃貸借契約を締結しております。今般、環境省から、休暇村のある南阿蘇集団施設地区全体の整備見直しのため、譲渡要望がありまして、県といたしましては、県有地すべてを買い上げていただきたいと考え、協議を重ねてきました。環境省の当初の意向は、環境省への貸付地のみを買い上げるものでしたけれども、県の要望を踏まえ、休暇村の貸付地の一部も取得することになりました。その結果、処分財産につきましては、県有地全体の約98%に相当いたします。先ほど言いました30万9,749.65平米となったところでございます。

売り払い財産の評価に当たりましては、今年3月の時点で、不動産評価、株式会社九州不動産鑑定所に評価をお願いしております。

ちなみに、財産処分につきましては、財産審議会の諮問事項とされておりまして、8月29日に開催されました第129回熊本県財産審議会において審議されまして、その結果、休暇村南阿蘇貸付地を売り払うこと及び売り払い予定価格1億3,510万円以上とすることについては、適当との答申を得たところでございます。

なお、処分の予定価格の1億3,530万円につきましては、環境省からの買い取り金額でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

公害保健費として1,264万7,000円の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄にございますように、昨年

度の公害健康被害補償給付事務費交付金におきまして、当初見込みより実績が下回ったことによりまして、国庫支出金の精算返納を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 まず、少子化対策課、まずというか、たくさんあるんですが、少子化対策課の方にお尋ねをしたいと思いますけれども、1つ、これは予算関係で上がっておりますが、3ページ、児童健全育成費の保育士研修の在り方検討事業、これについてですけれども、6月定例県議会で、これはある意味では、保育大学校の廃止条例とあわせて、これは先に向けての研修機関のあり方についてということで、この健全育成費ということで検討会を設置するということでの予算の計上だというふうに思いますが、6月の委員会の場で、私の方からは、廃止の条例を提案するまでの間に十分いろいろな意見を聞くようにということを申し上げておったかと思いますが、その辺の状況。

それから、この学識経験者等々、メンバーも含めて、どういった内容のものを設置して、いつごろまでに結論を導き出そうというふうにお考えなのか、その見通しをまずお聞かせいただきたいと思います。

○矢田貝少子化対策課長 まず、6月議会報告後の動きでございますが、6月議会に報告するまでの間に、保育の同窓会の方含めて、さまざまな観点で意見のやりとりはさせていただきました。その結果を踏まえて、6月議会の方に県としての方針の方を御説明させて

いただいたというものでございます。その後1回同窓会の方にもお会いしてはありますが、決定したんですねということでお話が 있습니다。その際も、やはりその場合には、その後のやはり県が何をするか、ただ廃止するだけではなくて、研修というものをどう充実させていくかということについては、いろいろなところで御指摘をいただいているところでございます。このため、今回補正予算にもお願いしてはとおり、この検討の場を設けまして、保育団体等集まっていただきまして、どのような中身のものを検討するか、それをどういう体制で実施するのかということについて検討していきたいなというふうに考えてございます。

21年4月からフルにこの新たな研修というものが実施できるように、なるべく今年度中、もしくは遅くとも来年度の初めまでには大きな枠組みというものを決定いたしまして、その後、具体的なカリキュラム、どのような先生で、どのような内容でやるかというカリキュラムについての検討を来年度入ってから実施していきたいと。その中で、フルに開始するのは21年4月からですけれども、現任の保育士さんの研修ということは重要なことでございますので、できるだけできるものから手をつけてやっていきたいというふうに今検討を進めたいと考えているところでございます。

○大西一史委員 この件に関しては、随分やっぱり6月議会の前にも、もめたというか、非常に同窓会なり関係者の人たちとの間でのいろんな問題もあった、議会ともいろんな質疑もあったわけでありますので、やはり新たな研修機関を設置するに当たっては、本当に多くの方の意見がきちっと反映されるような、そういう場をきちっとつくっていただきたい。保育団体、保育士養成施設、学識経験者等と、こういうふうになっておりますけれ

ども、ぜひ保育大学校の同窓会の方あたりもきちんと入っていただいて、みんなが理解するような形で、その専門家のより高度な専門家集団を育成するための研修機関としてやっていただくように、きちっと議論を進めていただきたいと思いますので、その点に関しては期待をし、要望をさせていただきたいと思っています。

続けてよろしゅうございますか。

○藤川隆夫委員長 どうぞ。

○大西一史委員 その次の児童相談所費の、これは全額国費ですけれども、オレンジリボン・キャンペーン事業、このオレンジリボン・キャンペーン事業については、別に特段、それは矢田貝課長がこうつけておられるので——それですね、見せるために多分つけておられたから……。

○矢田貝少子化対策課長 はい、そうでございます。

○大西一史委員 あ、それがオレンジリボンということなんですけれども、実はこれまで私は、リボンといたらたくさんいただいてまして、レッドリボン、これはエイズ患者に対する理解と支援、イエローリボン、これは障害者への理解、自立と社会参加、あと、ブルーリボンは、これはもう拉致被害者の救出ということで日本であつてますけれども、カナダでは、児童喫煙防止というような格好になっている。リボン、リボンで調べていくと物すごい数があるんです。ブルーリボンもあれば、バイオレットリボン——知らないでしょう。ホジキン病、がんの一種、患者の生活改善活動、グリーンリボン、森林保護、クリーンエネルギー、公害防止、シルバーリボン、脳に障害のある人に対する偏見の払拭、そら色リボン、性同一性障害、こうやって山のよ

うにあるわけでありますが、なぜ——オレンジリボンは、これは児童虐待というのは非常に大事な事業であるんですけれども、これは国費で全国統一で相当力を入れてやっているんだろうかというのがちょっと不思議だったもんですから、これに関して私は推進していただいて結構だと思いますけれども、リボンをつければ何でも解決するという問題ではなくて、やっぱり意識を持つという意味でのシンボルということなんだろうというふうに思いますが、その点何か国の方から言ってきているとかその動きであるとか、何かお答えいただける範囲で。

○矢田貝少子化対策課長 私もつけておりますが、まさにリボンをつけたからといってその虐待がなくなるということ、当然直接そういうものではないわけでございますけれども、国の方からこのキャンペーンを実施するというときの背景のようなもの、聞いている限りで御報告させていただきますと、1つは、今、児童虐待の問題というのが、それは身体的な虐待もあれば、ネグレクトのようなものもあります。そういうものがふえてきているというのが1点。

それともう1点が、これまではそういうのは、専門家、専門的な児童相談所とか、そういうところでの対応だったわけでございますけれども、やはりこれだけ数もふえて深刻になっているという中では、住民一人一人が、例えば、ちょっと隣の子供が最近泣き声が聞こえるとか、ちょっと最近やせてきたとか、服を着がえてないとか、それは、住民の方であつたり、保育所の方であつたり、例えば歯医者さんで虫歯発見のときからそういうことを発見したりということで、要すれば、国民一人一人がこの児童虐待というのに関心を持って対応していかなければ到底防ぎ切れないというものがある中で、その国民一人一人が取り組んでいくんだよというきっかけと

して、このリボンというものを1つつくって
いこうということで、今年度から検討をされて
いるというものというふうに聞いてござい
ます。

当然まだ今年度初めての取り組みでござい
ますので、それをまだ周知はこれからという
こととございますけれども、本県ほか幾つか
の自治体で、こうしたオレンジリボンに関す
るキャンペーンなど、一斉に11月に開催をい
たしまして、例えば、聞くところによると、
東京都庁をオレンジでライトアップしたり、
レインボーブリッジも何かそういうのでライ
トアップしたりとか、もしくはこのリボンをつ
けてパレードをしたりというようなことをし
て、みんなでこの児童虐待防止に取り組ん
でいくということを、機運を盛り上げていき
たいということのようでございます。

熊本市においても、例えば、今走っている
市電、路面電車の方をオレンジ色にラッピン
グして11月から走らせるというようなことも
するということとお伺いしていますので、リ
ボンをつければすべて解決というわけではな
いんですけれども、このリボンをきっかけに
して、住民一人一人が児童虐待防止に関心を
持って、それを防いでいくという取り組みを
進めていきたいと、県としても進めていき
たいというふうに考えているものでございま
す。

○大西一史委員 私は、素朴に、ほかのリボ
ンもやっぱりそれは本当に国も、じゃアレ
ドリボンなんか全部やったのかどうかとい
うと、そんな記憶は余り私はないような気が
しますし、民間団体でやっているもの、いろ
んなNPOとか、いろんな団体でやっている
リボンとか、ちょっといろいろ違うと思いま
すけれども、国策としてこれはキャンペーン
を張っていくということでしょうから、国費
で全額やるということですから、それはそれ
で意義があるものにしていただきたいというふ

うに思いますけれども、そういうほかのもの
もちゃんと状況を見ながらこういうものは進
めていただきたいなというふうに思います。

それと、まだ続けて……。

○藤川隆夫委員長 よかですよ。——ほかに
いらっしゃいますか。

○大西一史委員 どうぞ、どうぞ。

○福島和敏委員 それでは、きょうは矢田貝
課長は大変だろうけれども、提案されました
子ども輝き条例について説明をお願いしたい
と思いますが、実はこの案は、私が所属する
民主・県民クラブの渡辺議員が2月の一般質
問で知事に質問をした、よその県でこうい
うのがあるけれども、熊本県はどうかという提
案をされたのに即知事が乗ったという経緯
が、その中でスタートしたということですが
けれども、この案が、今ここに説明があったと
おり、どんどんどんどん話が先に進みまして、
もうパブリックコメントも済み、9月、この
定例議会へ提案されるというところまで来
た、このスピード感のあるものは、これは褒
めるべきだと思うんですね。しかし、その中
身についていろいろな意見がたくさん出てい
ることは皆さん御存じだと思います。

その意見を今まで——先ほども出た有識者
の皆さん方とかいう話がありましたけれど
も、いろんな一般の人を集めてこういう案を
説明されても——私も、最初見たとき、いい
のか悪いのかという判断がつきません。ここ
にいらっしゃる委員の皆さん方も、この条例
についてどう思われますかと言われたってほ
とんどわからない。何でかという素人だか
らです。それが、今回ここに熊日さんの8月
28日の新聞にも載っていますが「拙速 大人の
目線で」という、全くこういう議論がなされ
てないんじゃないかというのが実は民主・県
民クラブの統一した意見なんですね。かな

か意見が折り合わないというんですか、実際きょう採決をされるのにどうしたらいいかということで非常に皆さんが悩んでいると。なぜこういう有識者の皆さんが、これも書いてありますね、有識者の皆さん方が何で意見を聞いてくれないのかというふうなことに對して、矢田貝課長は、事前に彼らの話を聞くべきだったかなと新聞に書いてあるんですね。そんな状況の中で、私、先日説明を受けたとき、この案はベストなのと聞いたら、ベストですと言い切るわけですね。

しかし、ここに参考にしたと言われる高知県の実は条例があるんですね。これを読んでみると、非常に子供の目線に合った、子供の目線でつくられた条例だなということが印象あるんですよ。じゃあ熊本県のはどうかというと、やはりどんな考えても大人の目線で作った、失礼ながら、やっぱり行政の皆さん方が一生懸命頑張ってつくられたというのは理解できますけれども、本当に子供の立場に立ったものであるかどうかというものが非常に疑問だということです。それを実は専門家の皆さん方がおっしゃっているわけですね。その人たちが知事にぜひ会いたいと、意見を闘わせましようと言ったかどうか知らぬけれども、意見を言いたいと言ったのに、知事は常に県民とのパートナーシップと言われるのに、それに対しても拒否をされて会っていらっしやらない、部長がお会いになったそうですが。

こういう議論が非常に今地域では高まっているというんです。一部の人の意見じゃないかということで切り捨てることもできるかもしれませんが、今、渡辺議員がこの9月議会での代表質問で、なぜ9月なんですかと、何でそんなに急ぐんですかと知事に迫っても、その意見に対する知事の実は返事もあってないんですね。それをきょうこれを委員会でも採決をして、そのままぼんと上がってしまったら、これを審議する人たちは本当によ

くわからない中でこれが審議されていくということは事実なんですね。そこをよくおわかりをいただきたい。ここで矢田貝課長にまた汗をふきふき説明しろと言ったって時間もないわけですがけれども、やはりその辺をぜひ委員の皆さん方には、この中身について御認識をいただきたいということをお願いしたい。

もう一回聞きますけれども、矢田貝課長、何がベストなのか。お願いします。

○藤川隆夫委員長 矢田貝課長、新聞のことも触れてありますので、その経緯等も含めて、すべてちょっと説明をもう一回してください。

○矢田貝少子化対策課長 何がベストか、何をもってベストかというのは、なかなか難しいわけでございますけれども、私どもが検討に当たって目指したものであるというのは、何より、やっぱりこれは理念的な条例でございますので、広く県民の皆様の共感を得られるかどうかというところをまず考えました。そのために、まずどういうものをこの条例案に盛り込むかということで、先ほど御説明いたしましたとおり、有識者の方、子ども会議で出されたものを教育庁も含んで県庁内で議論をして、大切と考えられるものをまず素案として、ベースとして案をつくり、それをもとに県内11圏域に、私自身も、何カ所しか行けませんでしたけれども、8カ所ぐらい直接行って、現場の方々、現場で子供や親御さんに接している方々の御意見を、この条例案どうですかということでお伺いをしたと。しかも、それも単に来ていただくだけじゃなくて、1人2回以上御発言いただくなど、まさに現場の声を聞かせていただき、その際出た意見として、これは、先ほども御説明しましたけれども、これはこれで、書いてある中身については非常にいいことだから、具体的にこれをどう進めていくか、どう浸透させていくかというふ

うな御意見が多かったと。

私、先生の方へもベストと思うというふうな御説明をさせていただきましたけれども、それはまさに、その現場での、この条例どうですかということを、まさに教育関係者、実際のお母さん方、子供含めて聞いたときの感触として、いいというふうなことでございましたので、私としては、この条例については、今の時点で考えられるベストというふうなことで先生の方にはお話をさせていただいております。

一方で、先生御指摘のとおり、反対をされておられる方々というのもいらっしゃるって、今回の委員会にも陳情書、初めて見させていただきましたけれども、県民として恥ずかしい条例であるとか、問題があるので、これは国連に報告するとか、議会軽視だとかということが書かれている陳情書の方も出されておられるのも事実でございます。私どもとしては、非常にそういう意味では私どもの努力不足なのかもしれないということで、記者さんの前でもお話ししましたし、非常に残念に思っておりますけれども、事実として、私どもの課、私も含めて、この方々とは7月から3回にわたって直接やりとりをさせていただいてきました。新聞紙上でもやりとりをさせていただいてますので、4回、意見の方はやりとりさせていただいておりますけれども、御理解を得られないというふうな状況にあっております。

私どもとしては、先ほど申し上げたとおり、御家庭でも読んでいただけるという中で、8条という短い条文の中で、あの大切なことを盛り込もうということにしておりますので、一つ一つの言葉はそれぞれ短いんですけれども、この子供の人權を大切にすることもしつかりとこの条例案、短い言葉の中で、基本理念の中で中心的に盛り込んでおるところでございます。この条例をもとに、子供の人權を大切にしていくということは当然周知

していきたいと考えてございますし、今御理解いただけてない方々も、子供たちのために日々御活動されている方々でございますので、そうした県の趣旨を御理解いただけるよう引き続き努力していきたいというふうに考えてございます。

ただ、同時に、やはり子供の目線、大人の目線というのは、やりとりを随分させていただいておりますけれども、当然子供の目線でこの条例をつくっていくということは大事なことでありまして、一方で、やはり子供を育てていく責任というのは、大人、県民皆にあるということで、そうした意味での大人の視点というものも盛り込ませていただいております。

条例の中にも、例えば、子どもの最善の利益の考慮という言葉で盛り込ませていただいたり、子どもの発達段階に応じた配慮という言葉で盛り込ませていただいたり、子どもの能力を最大限引き出すとか、保護者に第一義的な責任があると、そうした大人の目線というか、大人の立場の文言というものが盛り込ませていただいております。私どもは、子どもの目線に対して子どものためにしていくことも、同時に大人が県民皆でどういうふうに行動していくのかということ共感していくということも大事であろうということで、こうした文言を明記させていただいたところでございます。

ちなみに、今申し上げた文言は、すべて子どもの権利条約に書いてある文言そのものを引用してきて書いたものでございまして、そうした意味では、この権利条約から私どもの考え方、足りないという御意見もございまして、大きく外れるものではないというふうに私どもは考えておりますが、そこは御理解いただけてないところは、先ほど申し上げましたとおり、やはり県民ぐるみで進めていくために、特に子供のために活動されてい

る方々の御理解が得られないというのは非常に——ここは何とか御理解得られるように私どもとしても引き続き努力をしていかなきゃいけないなというふうに考えておるということでございます。

繰り返しになりますが、そうしたプロセスも、早過ぎるんじゃないかというのもございましたけれども、県民の皆様からの御意見もしくは県内の子育て応援大作戦のような会議で、まさに真剣に一人一人から御発言いただいて得た案でございますので、私どもとしては、この案を今のところのベストということでは御提案をさせていただいているというものでございます。

○福島和敏委員 今、矢田貝課長の話に、このメンバーの人たちが反対をしているという発言をされましたけれども、決して反対はされているわけじゃない。ちゃんと——特に今いろんな意見を言われている方、ふだん子供の人権とかについて一生懸命勉強され、また、その実践的な専門家だと言われるような人たちなんですね。そんな大切なこの条例を決めていくのに、その人たちが待ったなんですね、少し待ってくれと、そんな急がぬでいいじゃないかと、なぜ9月に決めんばとか、12月でもいいじゃないかと、もう少し話し合いをする時間が必要じゃないかと、こういうことを言っておられるわけですよ。反対じゃないですよ。引き続きみんなともう少し話し合いをする時間をとったらどうですかと。いかにも今数字を、話し合いをされた数字が並んでいますけれども、飛び込みで10人しか返答がなかったり、いろいろされています。こんな大切なものを決めるときに、もう少し——なぜ9月にせにゃいかぬかということ、知事もまた返事をもらってませんので、その辺をぜひはっきり皆さん方に説明をしてほしいなと。

委員長、ほかの方も意見があるかと思いま

すので、聞いていただければと思います。

○大西一史委員 関連してよかですか。

○藤川隆夫委員長 はい。

○大西一史委員 今の福島委員の方からの御意見もありましたけれども、私自身は、この子ども輝き条例、実は6月に説明を受けたときから、そのときかなりこの内容突っ込んで詳しくあのとき矢田貝課長も説明されましたので、それから数カ月の間私も読ませていただいて、そしてそのパブリックコメントその他の中でいろいろ見てきたわけですが、必ずしも私は、これが全くその子供の人権を無視しているとか、何かけしからぬ条例であるというようなことでは、私は内容的にはそこまではないのかなというふうに思っています。

ただし、この手の条例、子供に関する条例というものに関しては、やはり多くの皆さんの意見が尊重される、まあ基本的には全会一致が原則のような気がするんですね。その点について、どうして9月なのかという福島委員の疑問も当然あるというふうに思いますが、そういう聞くプロセスの中で問題がなかったのかどうなのか。

それから、私も実は、社会教育委員をしておりましたり、熊本県の子供会連合会というものの副会長もさせていただいております。実は私は、副会長だから、会長じゃないからお呼びがなかったのかなと思って、会長、事務局に聞いてみたら、いや、何も聞いておりませんということでありました。社会教育にかかわる子供会あたりからの意見は全く聞かれてないと。別にこれで嫌みを言うわけじゃございませんが、ただ、そういったものも含めて幅広い視点で、この内容自体に私はそんなにクレームをつけるほどのものかどうか、また、堀さんという学者さんの御意見、いろいろあると思います。

この中身を追及していけば、もっともっとこれは、子供の目線というよりは非常に複雑な理念がまたより複雑になっていくような気もしないでもないなと思いながら、私もまだ勉強不足のところがありますので、時間があれば、この先生方からもお話聞いてみたいと思います。やはりプロセスの部分、この辺についてもう少し配慮が必要だったんじゃないかと、この辺を皆さんそう思っておられるというふうに思います。

なぜ9月なのかと、ここはやっぱり答えられなければならないというふうに思います。11月にいろいろ会議があるからそれに間に合わせるためじゃないかと、何かいろんな話、うわさ話は出ていますけれども、そういうことでない、やっぱりしっかりした条例というのは、理念、しっかりしたものをつくらなければいけないと思いますが、いかがでございましょうか。

○矢田貝少子化対策課長 同趣旨の御質問だと思いますので、本会議でも知事の方に質問があったこととさせていただきます。重ねて御説明させていただきますが、私どもとしては、私自身としては、意見を十分聞いてないんじゃないかという御指摘もありますけれども、先ほど申し上げたとおり、やっぱり県民で広く理念を共有して、これをスタートとして、県民ぐるみで子供を育てていくということに取り組んでいこうというのが今回の条例の趣旨でございます。そうしたことで、先ほど御説明しましたとおり、意見を聞いて原案をつくって、県内11カ所出向いたり小中学生から御意見聞いたり、また、個々にいろいろな意見のやりとりもさせていただいて議論を重ねてきているものでありますので、そういう意味で、我々としては、広く県民の、多くの方々の共感を得られるような条例ができたんじゃないかということから、今回の議会の方に御提案をさせていただいたというものでございま

す。決して11月にイベントがあるから云々ということではなくて、やはりつくってきたものとして、現場を回ってみた感触としても、この条例について基本的には御賛同をいただけるという感触を得ておりますし、であるならば、議会の方に御提案して、議会の方でも御審議いただきたいというふうなことで御提案をさせていただいたというものでございます。なるべくその期間に多くの方々にこの条例を検討しているんだということを知っていただくような努力というのは、足りないという御意見もあるかもしれませんが、できる限りのところに出向いて行って御説明というのはさせていただきました。

子供会の会長さんには届いてないということとでございましたけれども、実は、資料にあります就学前教育振興の肥後っ子会議というところに、これは教育庁の所管の会議なんですけれども、私の方がわざわざちょっと時間もらって御説明をさせていただいたり、時間も最後の10分ぐらいで、こういうことを検討していますので、ちょっと時間もないので、お読みになって団体の皆さんで見ていただいて、何かございましたらうちの課にということでのお時間いただいてですけれども、そうしたことで、よその課というか、よその部局の会議にも出向いて行って、こういうことやっていますよということで御説明をさせていただいていると。

子供会は一応そのメンバーに入っておりますので、多分私の説明が印象深くなかったのかなということで反省しなきゃいけないと思いますけれども、いずれにいたしましても、私どもとしては、議論を踏まえて、議論を重ねて密度濃く検討し、この議会の方に御提案をさせていただいた、私どもとしては、御審議いただいて、もちろんだのように御審議いただくかは議会の話でございますけれども、できるだけ早くやっぱりこの条例をスタートとして子供のための取り組みというのを進め

ていきたい、その際には、今御反対の意見を出され、御反対というか、そうした御意見を出されて、どうも話が折り合わない方々もおりますけれども、そうした方々にもぜひ趣旨を御理解いただくよう、引き続き努力はしていきたいというふうに考えておるというものでございます。

○大西一史委員 今の答弁に関してですけれども、いずれにしても、子供会の方は聞いたとか何とかという話ですがね、その会議には出てたということまで私も確認しました。ただ、何か紙ば配らして、何かこぼ読んどってくださいというような話でしたということでしたから、その程度では説明したということにはならないんじゃないかなというふうには思っておりますが、そこはもうこれ以上は言いません。

ただ、私としては、この条例案を6月からずっと見せていただいている中で、こういうものは、この理念をいかに具体的に子供の、そういう本当に子供が熊本県で輝いていくような施策というのに結びつけていくかどうかということだろうと私は思います。ですから、これは9月議会に提案をして、これをすぐ即日公布をされるということであれば、恐らく来年度の新年度の新たなこういう子供に対するさまざまな事業を当然検討されておるから、そういうことを思っておられるのかなというふうに思いますので、その辺も踏まえて、こういう意見も、ただ反対意見とかというんじゃないくて、いろんな少数意見も踏まえて――この理念自体は、私はそんなにこれ自体には問題ないと思っていますけれども、だから私は賛成をするつもりでありますけれども、ただ、今後のプロセスの中では、いろいろと努力をしていただきたいということを要望させていただいております。

○藤川隆夫委員長 ほかには御意見ございま

せんか。

今、この子ども輝き条例に関しましてさまざまな意見が出ております。矢田貝課長の方からは、これをスタートとしてさらに多くの人の理解を得られるように、また引き続き努力をしていくという言葉もありましたし、また、内容を深めていくというふうな話もございましたので、ぜひそのような方向で多くの方たちと話をさせていただいて、よりいいものに、また、具体的な施策にそれを反映させていただくようにしていただければというふうに思いますので、その部分は、私からもよろしく願いをいたします。

ほかには。

○大西一史委員 たびたび済みません。申しわけない。

ちょうどまた少子化対策課で申しわけないんですが、3ページの2番「こうのとりゆりかご」を巡る課題の検証事業ということでございまして、これは6月議会でもさんざん議論をさせていただきましたけれども、その後もう次々に報道をされて「ゆりかご」には結果として、報道によれば、事実関係は認められておられませんからわかりませんが、7人が預けられ、また、その中では親が引き取りに来るというような新たな状況も出てきている。親が引き取りに来たというような報道がされたときに、これはどうやって親を特定してその子供が親元に戻されるのかとか、本当にちゃんとした親御さんなのかどうか、報道を見ながら私はちょっと不思議になりました。

これは一般論としてお尋ねいたしますけれども、万が一こうやって、こういう「ゆりかご」に子供が預けられて、親が引き取りに来るといった場合の確認とか特定とかというのはきちとなされるのか、大丈夫なのかどうかというのがまず1点目でございます。

それと2点目、障害児が預けられていると

いう事実もその後の報道をされているわけですね。当初から障害児が預けられるということに関しては懸念をされていたわけでありますから、ある程度の受け入れ態勢というのは想定されていたんだろうというふうに思いますが、ただ、やっぱりそういったことに関して、幸山市長あたりは、障害児が相次ぎ預けられるということになれば、公表の対象とする可能性もあるなんていう発言もあったやに私も聞いております。それが何件預けられれば、じゃあ異常な状態なのかとか、私もそういった基準はよくわかりません。熊本市とそういったことをきちんと細かいことをすり合わせをしているのかどうか、現段階で。恐らくこれは、報道されていることをベースに私は言ってますから、一般論でしかお答えいただけないこともあるかと思いますが、その辺の疑問について、ちょっと矢田貝課長にはお答えをいただきたいと思います。

それともう1点、この知事と市長の会見までして、8月にこの検証会議、短期的には市がやると、中期的には県がやるというふうな話だったかというふうに思います。その中期的なやつが、この今回予算に上がってあるやつだというふうに思いますが、今月の19日に熊本市の短期的な検証会を専門家を交えて行われたということで報道がなっております。ただこれが、結局課題が多過ぎて結果がまとまらなかったから近くまた会合しますよなんていう話でありましたけれども、これについても、結局検証会議はやりますよとは言われたものの、検証内容、どの程度まで公表するかというのもよくわかっていない、何かすべてブラックボックスの中で動いている。子供の人権を守る、プライバシーを尊重するというのは物すごく大事なことで神経を使わなければならないことなんでしょうけれども、やはりブラックボックス化してしまうと、今度は、これは6月議会でもさんざん申し上げたとおり、事の本質、問題の根の深さというのが、

これは表に露呈してこないという部分、逆に隠れてしまうんじゃないかなという懸念もありますので、その辺も含めてどういうふうに考えておられるのか。

そして、今回のこの「こうのとりのゆりかご」を巡る課題の検証事業とやって、77万4,000円上げておられますが、どのくらいのメンバーで、どのくらいの期間で、そして内容としてどういうふうに公表をしていくようなお考えがえられるのか、この点について詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○矢田貝少子化対策課長 済みません、私ばかりが答えていて、ほかの課長さん方に申しわけないなと思いますが、まず、大事なところ、大事なところというのも変ですけども、ブラックボックスに「ゆりかご」をしていいのかという御指摘は、私どもとしても、問題意識としてはまさにそのとおりのことを思っておるところでございます。

ただ一方で、先生も御指摘のとおり、個々のやはり事例というものがその子供のプライバシーにかかわるという問題もございますし、その子供が、例えば将来何年かたった後にその新聞などを見て、おおという場面も想定した上で、やはり細心の注意を払っていかなければいけないという両方の面があるというものでございます。

そうした中に、ただ、すべての情報を行政、病院のみが持つておることでは、社会的にこれをどう考えるかということが進まないということもございまして、今回の検証会議というのは、もちろんその「ゆりかご」についての個別の事例の方も話をさせていただいて、それをもとに、県の方での検証会議では、児童福祉法上における課題、制度上の問題などについて御議論をいただくわけでございますけれども、その中で、個別事例、どこまでを社会の皆さんに投げかけていくのかと。例えば、やはり出てすぐ迎えに来ました、

すぐ出れば、その子供が特定される可能性があるわけですがけれども、例えば1年後、もしくはそれより長い期間置いた後に、数とかいつとかわからないような形で、ただ「ゆりかご」についてはこういう課題がある、もしくはこういう先ほど出た障害児のような話があるとか、そうしたものをどういうふうに個人のプライバシーにかかわらない形で社会の皆様にも、こういう問題があるんだ、問題というか、課題があるんだということを投げかけていくのかということの意味でも、この検証会議というのは我々としてはしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

開催につきましては、市の方はこの前開催をされておりますけれども、県の方、中期的な検証というものにつきましては、ことし中、秋と呼ばれるうちには1回目を開催して、大体運用開始から1年経過後に外部に議論の中間報告ということで公表させていただくと。その中で、どこまでの情報を出すかということも委員の方々と議論をさせていただきながらさせていただき、最終的な提言含めた報告につきましては、2年後をめどに実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

メンバーにつきましては、現在検討をしておるところでございますけれども、市の方の検証というのは、まさに医療法上の観点から、短期的に運用そのものについて問題がないのか、危険がないのかという観点でございますので、そういう関係での専門家という方々にお集まりいただいているというふうに承知していますが、県の方は、もう少し中期的な観点から、要は児童福祉法の制度上の問題であったり措置された子供の成長の問題であったりという観点の議論もいただきますので、市の方とはもう少しそういう児童福祉の観点の専門家の方々、例えば国の方の審議会などにも御参加いただいているような、熊本の方じ

やない方なども何人か入っていただいて検討をいただきたいということで現在検討をしている、当然補正予算お願いしているものがございますので、これが通った後に具体的にはそうした方々とのやりとりというのは始めたいなというふうに考えておるところでございます。

その際、検討に当たりましては、先ほど申し上げたように、許可した市、そして児童福祉を所管している県ということで、これは逐一連携をとりながら、この前、市長と知事がともに共同会見したのもそういう思いのあらわれでございますけれども、県、市が一体となってそれぞれの会議にそれぞれが参加しながら進めていきたいと。今回の補正をお願いしているものにつきましても、市との共同設置という形で、県、市一体となって取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

特定の仕方、親が迎えに来たときの特定の方法というものでございます。一般論として答えられないかということでございますが、まず、障害児、もしくは迎えに来たということについての個々の事例については、ここでそういうのがあったということを申し上げることにはならないわけですが、特定の方法につきましては、当然親子であることが間違いないというような確証が得られるような幾つかの手段を講じて確認した上でお返しするというのが一般論でもありますけれども、じゃあ具体的にそれをどういうふうなものでやっているのかということにつきましても、それはそれで細かく申し上げますと、もちろんそれを悪用するようなこともございますので、どういう方法でそれを特定しているかということは、ちょっと具体的に言うことも、それも差し控えさせていただきたいなというふうに思っておりますが、まさに親じゃない方がとりに来るとかということが一番の問題でございますので、一つの方法ではなくて

幾つかの方法を組み合わせながら、間違いなく親子だろうということを確認が得たものを返すというのが、一般論でも、多分これは現実起きたとしても、当然そういうことの作業をさせていただいているというものでございます。

また、障害児が預けられておるという問題、問題というか、ことについて市長も見直しという話でございましたけれども、当然こうした「ゆりかご」に預けられるようなケースというのは、この前新聞にも連載されていますけれども、さまざまなやはり事情を抱える方が利用されるケースが多いというのは当然のことでございます、そうしたさまざまなケースに適切に対応していくよう我々としては運用していかなければいけないと思いますし、検証につきましても、なぜそうしたことで使われるという背景があるのかということも踏まえて議論をいただいていると。その結果を1年後の中間、もしくは2年後の最終報告という形で公表をさせていただきたいというふうに考えてございます。

繰り返しになりますが、市長も会見で言っていましたけれども、決してブラックボックスにしたいということではなく、ここは、個人の情報の取り扱いとの兼ね合いという中で、この検証会議というものも通じながら、広く社会の皆様にも児童福祉に関する関心を持っていただくような形で進めていくよう事務局としてはしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○大西一史委員 今、いろいろと御答弁ありましたけれども、やっぱりどこまで社会の皆さん方に投げかけるのかというのはしっかり考えていただきたいと思います。プライバシーの問題を全部さらけ出せと言っているわけでも何でもないんです。そして、子供たちが将来新聞を見てとかテレビの録画か何かを見て、自分がこれだったのかなんていうふう

に思われないようにするというのは、こんなものは当然の話なんです。しかしもう現に報道として出ているじゃないですか。ということは、この報道自体わかるわけですよ。報道が出て、もう裏づけもとってやっているわけですから、恐らくそれは、誤報であれば別ですけれども、誤報は多分ないというふうに思いますので、だから、そういう意味じゃ、プライバシーの部分と、あんまりはれものに触るようなやり方ではないオープンな仕方、オープンにする仕方というのがある、そして、問題提起をきちんとしていくと、熊本から発信をしていくということが必要なんじゃないかなというふうに思います。

親がとりに来た場合の特定の方法については問題がないと、いろんな方法があるということで、恐らくDNA鑑定とか何とかも含めてあるのかなと思いますけれども、そこまでは聞きませんが、そういったところも、こういう形でやってますということを言わないと安心できないわけです。いや、ただ、手紙を持っていたからとりに来ました、親ですとか、じゃ違ったらどうするんですかと。子供が欲しいと思っている人が、ただ単に私の子ですと言ってとりに来た、こういったケースがあるんじゃないかということを、やっぱりあのニュースを聞かれておっしゃる方が多かったですね。

そういう点を含めてですけれども、この中期的な検証の中ではきちんとやって、秋に第1回目が開催されるということでありますから、メンバーの問題も含めてしっかりやって、中間報告の来年の4月ぐらいですかね、には、しっかりとした報告をしていただきますように強く要望させていただきます。

以上です。長くなりまして済みません。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。——よろしいですか。

それでは、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号及び第8号から第11号、さらに第19号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 福島先生、よかと。

○福島和敏委員 どこにあったかな。

○藤川隆夫委員長 先生が反対するのは第8号議案——するとすれば。

○福島和敏委員 済みません、じゃあ。先ほど私が質問した中で、なぜ9月なのかという……。

○藤川隆夫委員長 もう質疑は先生終わってしまっている。

○福島和敏委員 いやいや、だから、それに対して実はちゃんとした答えをもらってないんですよ。

○藤川隆夫委員長 だから、その前に先生言ってもらわぬと。そこで一たん切れちゃっているんですよね、今、質疑はありませんかと言うたときに……。

○福島和敏委員 だから、質疑をするのにですたい、採決をするのに、それに対して実は説明がないのに……。

○藤川隆夫委員長 大西先生の説明で先ほど答弁があったから質疑を打ち切ったんですよ。

○福島和敏委員 だから、反対をするつもりはないけれどもですね。

○藤川隆夫委員長 じゃなくて、その前に質

疑はありませんかと聞いたときに、だれもないと言ったから一たん切ったんです。それで、今から採決に入りますということで、そっち側に今入っていつている途中なんですよ。

○福島和敏委員 はい。

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。——戻りますか。

○福島和敏委員 いや、いいですよ。私、8号だけは留保します。

○藤川隆夫委員長 はい、わかりました。

それでは、一括採決に反対の議案に関しまして、福島委員の方から第8号について反対ということでありましたけれども、ほかの委員は、ほかの議案等についてございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 ありませんですか。それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第8号について挙手により採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○藤川隆夫委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、残りの議案第1号外5件について一括して採決したいと思います。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮

りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が15件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、岡村健康福祉政策課長から説明をお願いします。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会報告事項という資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

県出資団体に関します報告でございます。

この報告は、平成18年2月定例会における財政対策特別委員会の要請を受けまして、各常任委員会において行うものでございます。

全庁的な取り組みにつきましては、総務常任委員会で報告がなされます。私の方からは、健康福祉部の取り組み状況について報告をさせていただきます。

なお、環境生活部につきましては、実行計画を策定した対象団体がございませんので、報告はございません。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

県の関与見直し実行計画の対象団体は、5団体でございます。

部におきます全体的な見直し状況といたしましては、17年度以降でございますが、1番目の国民年金福祉協会の平成17年11月21日に解散をいたしております。また、その他の4団体につきましては、最下段の合計に記載し

ておりますが、職員派遣では5人の削減、それから、県費支出におきましては1億600万円の削減を行っておりまして、実行計画に沿った見直しを進めておるところでございます。

なお、4番目の社会福祉事業団の県費支出におきまして、17年度から18年度にかけて増額をいたしておりますが、これは、障害者スポーツ関係の事業の委託先を当事業団に変更したためでございます。

次に、各団体におきます今後の方向性でございますが、2番目の社会福祉協議会、それから3番目のさわやか長寿財団、5番目の生活衛生営業指導センターの3団体につきましては、事業の効率化等を進めながら県の関与を縮小して存続する方向でございます。4番目の社会福祉事業団につきましては、県有施設といたしましては平成21年度末に廃止をいたしまして、民営化をする予定でございます。

以上でございます。

次に、続きまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

パーキングパーミット制度について御報告申し上げます。

当制度は、障害者用駐車場の適正利用を通じたやさしいまちづくりの推進を図るものでございます。

項目2のところに記載しておりますが、障害者用駐車場におきます適正利用、これにつきましては、平成17年度、18年度におきまして、くまもと車いすマーク駐車場適正利用キャンペーンということで、幅広く啓発を実施してきたところでございます。今回、この発展的な取り組みといたしまして、パーキングパーミット制度の導入について検討いたしているところでございます。

この制度は、下の方の米印のところにありますように、駐車場の利用基準を設定いたしまして、対象者に利用証を交付し、その利用証を車内の見やすいところに掲示をしていた

できます。この制度に協力をいただく公的施設、あるいはショッピングセンター等々の民間の各施設におきます適正管理を進めますとともに、不適正利用の防止を図るということを目的としているものでございます。

この制度を通じまして、障害者用駐車場の実効的な確保と同駐車場の適正利用に関する日常的な意識啓発を図ってまいります。

次に、3の利用証の交付対象についてでございますが、(1)から(3)までの方々を対象といたしまして、今検討を行っているところでございます。

4番の現在までの状況についてでございますが、平成18年10月の九州地方知事会におきまして、九州各県連携して取り組もうということが決定されております。本県におきましては、(2)に書いております専門委員会を設置いたしまして、これまで2回開催をいたしております。

それで、スケジュールでございますが、3回目の専門委員会等を開催させていただきまして、実施要綱等を10月下旬までには制定いたしまして、なるべく早く制度開始を行っていききたいというふうに思っておるところでございます。

なお、6番目に他県の先行県の実施状況を記載しているところでございます。

以上でございます。

○矢田貝少子化対策課長 報告事項の4ページ、お聞きいただきたいと思います。

県次世代育成支援行動計画応援大作戦の18年度の実施状況について御報告させていただきます。

1にございますとおり、この応援大作戦、行動計画につきましては、17年3月に策定いたしました17年度から21年度までの5カ年の計画でございますが、この自治体における少子化対策次世代育成支援につきましては、すべての都道府県、市町村でこの行動計画を策

定いたしまして、5カ年計画で取り組んでおるところでございます。

法律の中に毎年度その実施状況を公表するというふうにさせていただくという規定がございまして、今般、この計画につきましては、熊本県におきましては、議会の議決を経た初めての計画ということもございまして、昨年度と同様に18年度の実施状況を委員会の方に御報告させていただき、その後、各先生方の方にも御報告させていただくというものでございます。

4ページ2の18年度の実施状況概要でございますけれども、全体の状況といたしまして、18年度の数値目標を達成したものが半分、90%以上の達成というものが7割という状況でございますが、今折り返し点になりつつありますけれども、一部の事業について、一時保育、病後児保育などで進みがおくれているようなものもでございます。これらについて、国に対して制度改正の要望もしくは市町村の取り組みの働きかけなども含めまして、計画的に推進を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

それと、6ページをお開きいただきますと、これは、151ある計画目標、項目でございますけれども、その最終目標、5年後の目標に対してどこまで達成できているかというものをグラフ化したものでございます。すべて10割、5年後の目標10割達成というものも4分の1でございますけれども、4割未満というものも15%ございます。5カ年間の計画で2年間経過してますので、やはり4割ぐらいまでは進んでいないと今後計画の達成が危ぶまれるということでございます。このように進捗率の低い項目については、特に推進を図っていきたいと考えてございます。

7ページ、まとめでございますけれども、こうした実施状況を踏まえまして、引き続き、1といたしまして、さまざまな新たな施策もしくは既存の施策の見直し含め、市町村の支

援初め取り組みの充実強化を図っていくこと、2点目として、今年度も数値目標を設定して着実な実施を図っていくこと、3点目といたしまして、行政の取り組みだけではなく、社会全体で子供を育てていくということについても力を入れて取り組んでいく、この3点を今年度の取り組み方針として取り組んでおるところでございます。

なお、別冊資料といたしまして、もうちょっと細かく各事業ごとの進捗状況についての概要版という資料も今回お配らせていただいておりますので、こちらの方も持ち帰るときにごらんになっていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

障害者自立支援法の施行に伴う利用者等への影響調査の結果について御報告をさせていただきます。

報告書は、別冊になっております。よろしくお願いをいたします。

まず、1ページでございます。

昨年4月、障害者自立支援法が施行されました。障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すというものでございましたが、利用者負担のあり方など制度上の課題も多く、昨年12月に、国からこれらを改善する特別対策が示されたところでございます。

今回の調査は、昨年と同様、7月から8月にかけて実施をいたしました。この特別対策の影響も含め、障害者自立支援法の影響について調査を行ったものでございます。

1ページの(3)の調査項目でございますが、4項目を中心に行いました。

1つ目が障害者自立支援法施行に伴う利用者等への影響、それから2点目が国の特別対策の効果、3点目が施設入所者の地域移行の状況、4点目が事業者の経営上の課題等につ

いて行いました。

調査の結果でございますが、3ページをお願いいたします。

3ページのまとめの箇所でございますが、まず、利用者への影響につきましては、特別対策において利用者負担の軽減策が実施されたことから、64%の方が特別対策の効果を認めている状況でございます。

次に、事業者への影響でございますが、サービス報酬が月額払いから日額払い方式に変更されたことにより、3分の2の事業者で減収となっておりますが、昨年度の実施状況を踏まえまして、90%の保証が特別対策に盛り込まれたこともありまして、事業者からの一定の評価を受けております。

このように、国の特別対策については、一定の評価を受けておりますが、なお次のような課題が寄せられているところでございます。

3ページの中段以降でございますが、まず、国の特別対策でございますが、この特別対策が平成20年度までの経過措置でありまして、できれば恒久的な制度にしてほしいという声がございました。

それから、利用者負担金については、さらなる軽減を求める声がございました。

事業者への報酬につきましては、月額払いから日額払い方式に変わったことによって、かなり減収になっております。その関係もありまして、多くの事業者から月額払いに戻してほしいという声がございました。

報酬単価については、かなり厳しい運営を余儀なくされているので、報酬単価についても見直してほしいという声がございました。

それから、障害程度区分について、特に知的障害者、精神障害者につきましては、障害特性に応じた障害程度区分になるように抜本的な見直しを求める声がございました。

それから、就労支援につきましては、受け入れ企業の増加、また、受け入れ態勢の整備

等が課題として挙げられております。

それから、障害者の地域移行につきましては、住まいの場の確保や地域生活の継続が可能になるような所得の確保を求める声が多数上がっております。

それから、市町村支援でございますが、市町村の財政力の違い、または都市部と地方によるサービスの地域間格差を指摘する声が上がっております。地域間格差が生じないように国の財政支援を求める声が上がっています。

以上、今回のアンケートの調査結果でございますが、今回寄せられた意見につきましては、現在、障害者の方や事業者の代表の方を交え、分析、評価をいたしております。その結果、制度上の課題等につきましては、昨年も同様、政策提言を行い、国の特別対策を引き出した実績もあることから、本年も、なお課題として残されているものについては国へ政策提言を行うこととしております。

以上でございます。

次に、5番の自殺対策について御報告をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

自殺対策については、本年3月、県では、自殺対策連絡協議会を設置して自殺予防対策に取り組んでおりますが、このたび、国から、自殺対策のモデル県として3年間の指定を受けたところでございます。そういう関係で、本県の自殺者の状況及び今後3年間の自殺対策に関する事業概要について御説明をさせていただきますと思います。

まず、自殺対策に関する国の動きですが、年間3万人を超える自殺者の状況に対応するため、平成18年6月、国の方において自殺対策基本法が公布をされたところであります。また、本年6月、総合的な自殺対策を推進するための自殺総合対策大綱が閣議決定されたところでございます。

次に、本県の状況でございますが、まず、

自殺者の状況でございます。

9ページをお願いいたします。

熊本県においては、平成9年まで年間自殺者が300人台で推移をしておりましたが、平成10年以降、400名半ばから500名半ばの高い数字で推移をしている状況でございます。

次に、自殺者の年齢別でございますが、10ページをお願いいたします。

60歳以上の方が36%を占めております。また、40代でございますが、平成16年に比べまして、40代が平成18年102名ということで、40代の増加が平成18年度には見られたところでございます。

次に、原因別でございますが、11ページの右の表を見ていただきたいと思います。

健康問題、それから経済問題が大きな割合となっております。

次に、県の3年間に及ぶ自殺対策でございますが、12ページをお願いいたします。

広報等5つに区分をいたしまして、3年間の計画を立てております。このうち、広報、啓発につきましては、自殺者の多くが専門医に受診をしていないことから、医療につながるキャンペーン、また相談窓口の周知、それから、自殺をされる方については、不眠とか顔の表情がなくなるとか言葉がなくなるだとか、いろいろこういう事前のサインがございますので、こういうサインを県民の方に周知をしていただけるような啓発等をやってまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目のネットワークでございますが、これは、自殺未遂者や遺族の方の支援に取り組むことといたしております。

次に、地域戦略でございますが、これは、地元の大学と連携をいたしまして、地域を特定した実態調査を行い、具体的な自殺対策につなげていきたいというふうに思っております。

4番目の人材育成でございますが、自殺対策にかかわる職員の研修を行い、自殺防止を

進めたいと思っております。消防、警察の職員、それから保健所、市町村の職員、医療関係職員、一般公務員に研修を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、教育につきましては、小中高生を対象に、命の大切さの啓発を行うこととしております。

こういう事業を3年間にわたって実施をいたし、自殺者の減少に努力したいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋医療政策総室長 13ページをお願いいたします。

医療制度改革に対する対応について御報告させていただきます。

医療制度改革につきましては、現在、庁内の部局横断的な組織として医療制度改革対策会議を設置いたしまして、2の関係計画の策定状況等に記載しておりますような各計画の策定に取り組んでいるところでございます。

これらの計画は、医療政策総室、高齢者支援総室、健康づくり推進課で担当いたしておりますけれども、4番目、5番目の新健康増進計画とがん対策推進計画については健康づくり推進課から、そのほかの項目は医療政策総室から説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

まず、第5次熊本県保健医療計画の策定についてでございます。

これまでの医療計画に比べまして大きな見直しが行われております。見直しの柱は4点ございまして、1の①がん、脳卒中などの4疾病5事業ごとに地域での医療連携体制を構築、②の地域連携クリティカルパスの普及、③の医療機能や医療機関の情報の提供、④の数値目標の設定と政策評価の導入などがございます。

計画の構成(案)でございますが、2の(1)の基本構想から(4)の計画の進行管理までを

考えております。中心になりますのは、(2)の基本計画の②がん、脳卒中ほかの4疾病5事業にかかわる部分でございます。ここで地域の医療連携体制について書き込んでいくことになっております。

また、(3)の地域計画では、11の医療圏ごとに策定いたします地域計画の概要、(4)の計画の進行管理では、4疾病5事業ごとに設定いたします数値目標について、PDCAサイクルで進行管理を行うことなどを記載することで考えております。

15ページ、3の計画の策定状況でございますが、18年度及び19年度は、これまで記載のような事項の調査や協議を行っております。また、計画の策定体制は、計画検討専門委員会で県の全体計画を、地域計画検討部会で11の地域計画について検討してまいります。

4の今後のスケジュールでございます。

12月までに、県医師会などの関係機関とも協議しながら、計画案を取りまとめまして、来年1月には、パブリックコメント、医療審議会への諮問、答申などに進んでいく予定でございます。

また、別冊の資料、医療制度改革に対する対応についてに保健医療計画の骨子案を載せておりますので、これは後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、16ページ、医療費適正化計画でございます。

老人保健法の改正によりまして、5年を1期とする都道府県の医療費適正化計画を国が示す基本方針に即して策定することが定められたところでございます。

計画には、住民の健康の保持の推進に関する達成すべき目標及び施策、医療の効率的な提供の推進に関する達成すべき目標及び施策、それから医療費の調査、分析、計画期間における医療費の見通しなどを盛り込むことになっております。

2の策定体制でございますが、庁内のワー

キンググループ及び策定のための検討委員会で検討することにいたしております。

3の現在までの検討状況でございます。

住民の健康の保持の推進については生活習慣病対策で、医療の効率的な提供の推進については、次に説明いたします地域ケア体制整備構想の検討の中で取り組んできております。今月中には検討組織を設置いたしまして、それぞれの施策の推進による医療費の見通しなどについて検討を行っていく予定でございます。

4の今後のスケジュールでございます。

年内に2回ほど検討委員会を開催いたしまして、素案をまとめ、翌年1月にパブリックコメントを進めていきたいというふうに思っております。

17ページ、18ページには、国が示している達成すべき目標の参酌標準を載せておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

19ページをお願いいたします。

地域ケア体制整備構想でございます。

まず、1のこれまでの本県の取り組みでございますけれども、療養病床の再編成を円滑に進めるため、各都道府県で、今年内に地域ケア体制整備構想を策定するとされているものでございます。

療養病床の再編成に伴い、入院されている方々の介護保険施設等による受け皿づくりを含めた地域ケア体制整備を進めるために、基本的な枠組みとなるものがこの地域ケア体制整備構想で、本県といたしましては、12月末をめどに策定することといたしております。

これまでの主な取り組み状況でございますが、18年7月に、本県は、本構想策定に先立ちまして、モデルプランの策定自治体に選定されております。このモデルプランを策定する過程でさまざまな課題が明らかになっております。そこで、5月25日に本県として課題を整理し、必要な措置について、他の策定都

道府県と共同で、国に対して提案、要望を行ったところでございます。

共同提案につきましては、21ページにその概要をまとめておりますので、これも後ほどごらんいただきたいと思います。

それから、6月29日に国から構想策定に関する基本方針が出されましたので、これを踏まえ、現在構想の策定作業を進めているところでございます。

次に、当面の予定でございます。

10月に構想原案のパブリックコメントを実施し、12月に構想策定を終える予定でございます。

20ページをお願いいたします。

2の国の地域ケア体制整備に関する基本方針の概要でございます。

国が示しております基本指針では、目的、基本的な考え方、構想に記載する事項のほか、(4)療養病床転換推進計画を明らかにすることが定められております。これは、先ほど御説明いたしました医療費適正化計画の平成24年度末の療養病床の目標達成を目指しまして、療養病床転換の年次計画を設定するというもので、ここで医療費適正化計画との整合性を図ることとなっております。

次に、策定の体制でございますが、3の熊本県社会福祉審議会の保健福祉推進部会において、関係者の方々の御意見をいただきながら、構想の策定を進めることにしております。

少し飛びまして、27ページをお願いいたします。

後期高齢者医療制度についてでございます。

本県では、本年2月1日に後期高齢者医療広域連合が発足いたしまして、現在、広域連合におきまして、保険料率、保健事業等の検討が行われているところでございます。県としても、制度の施行に向け広域連合に対する支援を行っていくことにしております。

1の(1)の制度運営に対する県の支援で

ございますけれども、広域連合事務局に職員1名を派遣いたしますとともに、保険料率や保健事業などの検討を行います事業協議会や分科会にオブザーバーとして参加をいたしております。

(2)の広報活動でございますが、国、県、広域連合、市町村それぞれが広報活動を行うことになっております。県としては、ホームページ、広報誌、新聞等を使いまして広報を行う予定にしております。この広報活動については、これから力を入れていかなければならないところでございます。

(3)の費用に対する県の負担でございますけれども、①の医療給付費に係る定率の公費負担、②の高額医療費に対する支援、③の低所得者に係る保険料の軽減に対する公費負担など、これは、現行の老人医療制度と同様の負担を行いますとともに、④の財政安定化基金の設置、⑤の不均一保険料が設定された場合の公費負担などが新たに予定されているところでございます。

2のスケジュールでございますが、本年11月に広域連合議会で保険料率などが設定され、20年3月に被保険者証の交付、4月からの制度の施行となってまいります。

28ページには、制度の概要についてまとめておりますので、これも後ほどごらんいただきたいと思っております。

医療政策総室からは以上でございます。

○中田健康づくり推進課長 22ページにお戻りいただきます。

新健康増進計画でございます。

県では、国民健康づくり運動、健康日本21を受け、くまもと21ヘルスプラン、これは平成15年から22年度までですが、これを策定し推進しているところでございます。

医療制度改革の中で予防が大きな柱となり、メタボリックシンドロームの概念を導入した生活習慣病対策に取り組むことになり、

この4月には、都道府県健康増進計画策定ガイドラインが示されました。くまもと21ヘルスプラン推進委員会の協議を経て、新たな健康増進計画を策定することといたしております。

8月に第1回の推進委員会を開催いたしまして、くまもと21ヘルスプランの中間評価を実施いたしましたところでございます。

新計画は、保健医療計画、医療費適正化計画との整合性を図り、平成20年度から24年度までの5カ年計画として策定することといたしております。

新計画の目標項目は、健康日本21の代表目標項目は残しながら、本県の実情を踏まえて整理し、生活習慣病の発症予防、重症化予防の目標項目を新たに追加する方向としております。また、項目ごとに必要な施策を整理し、実施主体を明記することとしております。

都合3回の推進委員会での協議、パブリックコメントを経て策定。この計画は議会議決を要する計画となっておりますので、3月議会で承認を受けまして、4月から施行することといたしております。

24ページ、ここに21ヘルスプランの代表的項目の中間評価を示しております。

続きまして、25ページ、がん対策推進計画でございます。

ことし4月に施行されたがん対策基本法では、国にがん対策推進基本計画、都道府県にがん対策推進計画を策定することとされております。県では、6月に策定された基本計画を受け、本年度に推進計画を策定し、保健医療計画、健康増進計画と調和のとれた計画とするため、平成20年度から24年度の5カ年計画とすることとしております。

県がん診療連携拠点病院の指定を受けております熊本大学附属病院に設置された熊本県がん診療連携協議会等の意見を聞きながら、本県のがん医療状況等を踏まえて策定することといたしております。

計画の方向性は、がん診療拠点病院のさらなる整備、がん治療専門医の育成等がございました。

目標項目では、国の基本計画に定められた目標値を原則として県の目標値と設定することとなっております。

計画は、11月に策定を完了することといたしております。

また、報告事項、資料の中ほどに熊本県がん対策推進計画の素案の骨子を示しております。後ほど見ていただければと思います。

以上でございます。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課です。

資料の29ページをお願いいたします。

熊本県動物愛護管理推進計画、仮称でございますが、検討状況の御報告でございます。

この計画は、策定の根拠を挙げておりますが、動物愛護及び管理に関する法律の昨年の改正によりまして、都道府県が、国が定める基本指針に即しまして動物愛護管理推進計画を策定することとされているものでございます。

計画の目的は、動物愛護管理に関する施策の基本的な方向性、それから中長期的な目標を明らかにし、計画的な施策遂行を図るというものでございまして、計画期間は、平成20年から10年間となっております。

計画で定める事項といたしましては、法第6条に規定がございますが、2番の①から④までに記載しているとおりでございます。

これまでの検討状況といたしましては、計画策定に当たりまして、多様な意見や専門的知識を計画に反映させるため、参考欄に掲げておりますメンバーによります計画策定検討委員会を設置しております。これまで現地調査含めまして2回開催してございます。

今後のスケジュールといたしましては、4番に書いてございますが、さらに検討委員会

での議論を深めまして、また関係市町村からの意見聴取、それからパブリックコメントを経まして、今年度内に策定することとしております。

以上でございます。

○早川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の30ページをお願いします。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要についてでございます。

改正の要旨についてでございますが、これまで温泉法では、土地の掘削等の許可を受けた法人または個人について、合併、相続等が生じた場合は改めて許可を取り直すことが必要でございました。平成19年10月20日施行の法改正によりまして、より簡易な承認手続でその地位を承継できることになりました。

この承継事務につきましては相当量の事務を伴うことから、手数料を徴収するため、関係規定を整備するものでございます。

具体的な改正の内容についてでございますが、土地掘削、湧出路増掘、もしくは動力装置、または温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請に関する手数料を7,400円とするものです。

施行日は、改正温泉法の施行と合わせる必要があるため、平成19年10月20日といたしております。

なお、本条例は、総務常任委員会に付託されております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 委員の皆様、12時を過ぎましたけれども、このまま続けてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 はい。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

す。

財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況について御報告をさせていただきます。

別冊としてお配りをいたしております財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況の報告についてという資料の方をごらんいただきたいと思います。

2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、沿革といたしまして、これまでの経緯を記載いたしております。

当財団は、平成6年9月の閣議了解に基づきまして、財団法人水俣・芦北地域振興基金として、国の要請による金融支援を行うとともに、地域の再生振興、協調に関する事業を推進することにより、水俣病の発生により深刻な影響を受けた地域の安定、発展に寄与することを目的に設立されたものでございます。

その後、平成12年2月に、いわゆるチッソ支援抜本策が閣議了解をされまして、チッソの収益変動に対応したセーフティーネット機能を果たすため、同年12月に、他の2つの財団、水俣病問題解決支援財団と水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金、これを統合いたしまして、名称も水俣・芦北地域振興財団に変更されたものでございます。

統合に伴いまして県の出資割合は37.5%になっておりまして、議会への報告義務のある50%を下回っておりますけれども、設立の経緯等もございまして、例年本委員会に財団の経営状況を報告させていただいているものでございます。

それでは、平成18年度の事業の実施概要について御説明をいたします。

本財団におきましては、基本財産及び運用財産、総額80億円の運用益をもちまして、地域の再生振興、協調に関する事業を行っておりまして、平成18年度におきましても、次に掲げる3つの事業を実施いたしております。

まず、1ページの地域振興事業でございますが、地域の産業の振興、自主的な地域づくり等の活動を行う団体に対しまして助成を行うものでございまして、平成18年度におきましては、2ページから3ページに記載をいたしております延べ25の団体に対しまして助成を行っておりまして、3ページの下段右端にありますように、助成確定総額は2,531万7,000円となっております。

次に、4ページのもやい直しセンター運営事業でございますが、地域の協調、発展に関する事業といたしまして、財団法人水俣市振興公社及び社会福祉法人芦北町社会福祉協議会が設置、管理しますもやい直しセンターに対しまして、総額2,543万5,000円の助成を行っております。

次に、5ページの環境技術研究開発事業でございますが、地域の環境技術研究開発を支援するため、資料に記載の2企業に対しまして、合わせて1,755万6,000円余の助成を行っております。

次に、18年度決算について御報告を申し上げます。

6ページの収支計算書総括表の方をごらんいただきたいと思います。

当財団には、一般会計と2つの特別会計がございます。

一般会計は、先ほど御説明いたしました3つの助成事業を行っている会計でございまして、設備投資資金貸付特別会計は、平成6年度から平成10年度まで、チッソに対しまして、設備投資に係る資金を県から借り入れて貸し付けを行っておりまして、その経理に係る会計でございます。また、一時金貸付特別会計は、平成8年度から平成9年度にかけまして、同じくチッソに対しまして、政府解決策に基づく一時金に係る資金を県の出資を受けて貸し付けを行っておりまして、その経理に係る会計でございます。

まず、一般会計について御説明をいたしま

す。

事業活動収支の部でございますが、基本財産及び運用財産の運用収入等合わせまして、収入計が1億715万3,000円余となっております。支出につきましては、先ほど御説明いたしました3つの事業費が合わせて6,913万6,000円余、管理費支出は388万9,000円余で、支出計が7,302万6,000円余となっております。収支差額が3,412万7,000円余となっております。

続いて、中ほどの投資活動収支の部でございますが、収入計が48億3,000万円となっております。これは、平成18年度中に満期償還を迎えました国債及び定期預金を一たん収入として受け入れたものでございます。

なお、この償還のありました資金につきましては、改めて国債、定期預金等で運用いたしております。その額が支出の部の方に計上されておまして、固定資産取得支出と合わせまして、支出計が48億2,862万8,000円余となっております。収支差額が137万1,000円余でございます。

なお、財務活動収支の部は、該当がございませんので、一番下から3段目でございますけれども、当期収支差額が3,549万9,000円余、前期繰越収支差額9,670万5,000円余と合わせまして、次期繰越収支差額が1億3,220万4,000円余となっております。

次に、設備投資資金貸付特別会計でございますが、平成18年度にチッソから1,691万7,000円余の弁済が行われております。これを事業活動収入として計上いたしますとともに、これをそのまま県へ返済をいたしておりますので、同額を財務活動支出として計上いたしております。当期収支差額はゼロとなっております。また、一時金貸付特別会計につきましては、チッソからの返済はございませんので、収入、支出ともゼロとなっております。

なお、平成19年度の事業計画及び収支予算につきまして、19ページ以降に記載をいたし

ております。基本的には平成18年度と同様の事業を行うことといたしておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上でございます。

○古庄環境保全課長 報告事項の31ページをお願いいたします。

平成18年度大気・化学物質等の調査結果について報告します。

この調査は、本県の大気環境、化学物質等の状況を把握し、その情報を県民等に提供するものでございます。

(1)の①の大気汚染常時監視調査では、アの二酸化硫黄及び二酸化窒素、イの浮遊粒子状物質につきましては、すべての測定局で環境基準を達成しております。ウの光化学オキシダントにつきましては、全国的にも達成率が低い状況ですが、17局中1局で環境基準達成です。

なお、昨年6月に本県で観測史上初めて光化学オキシダントによるスモッグ注意報を熊本市に発令し、本年度も天草地域等に4日発令しております。

②の酸性雨調査につきましては、県下4地点で雨水の酸性度を継続的に調査しています。すべての地点で目安の5.6以下でした。

(2)の化学物質環境調査につきましては、環境基準が設定されているベンゼン等4物質は、いずれも環境基準を達成しております。

(3)の騒音調査、①の航空機騒音につきましては、熊本空港周辺6地点すべてで環境基準を達成、②の自動車交通騒音につきましては、国道や県道等幹線道路20区間で調査を行いました。評価対象住居のうち88%で環境基準を達成しています。③の新幹線騒音につきましては、環境省の委託で、新八代駅以南県境までの6地点で調査をし、1地点で環境基準を達成、環境基準を達成できなかった残りの5地点につきましては、事業者である鉄道・運輸機構及びJR九州に対して騒音対策

を講じるよう要請しています。

なお、補正予算審議で説明いたしました国委託による調査は、同じ地点につきまして改善対策後のフォローアップ調査として実施するものです。

(4)の環境放射能水準調査につきましては、降水、大気浮遊じん等を調査しましたが、異常は認められませんでした。

32ページをお願いいたします。

日本製紙八代工場のボイラーに関する排出基準違反及び測定記録の改ざんについて報告します。

1の経緯です。

本年7月10日、八代工場から大気汚染防止法違反の報告があり、直ちに立入調査や報告聴取の調査を行った結果、ボイラーばい煙の基準違反及び測定記録の改ざんの事実を確認しました。このため、9月3日、工場に対し、速やかな施設管理の徹底、従業員全員に対し法令遵守の再教育を行うなど、再発防止策を講じるよう強く指導しました。

2が文書の内容です。

3が立入検査等の実施日です。

4の基準違反及び記録の改ざんの状況ですが、(1)基準違反につきましては、窒素酸化物について、延べ22日、42時間の基準違反を確認しました。原因は、燃焼管理の不徹底によるもので、再発防止策として、操作マニュアルを見直すなど運転方法の徹底、基準違反物質である窒素酸化物除去装置の設置などの対策をとることとしております。

(2)の測定記録の改ざんの状況ですが、延べ6回、102時間行っていました。原因については、開始の時期や指示者は明らかになりませんが、長年担当者に改ざんがルーチン業務として引き継がれ、上司のチェックが不十分で改ざんが発見できなかったものです。

再発防止策については、全従業員に法令遵守について再教育を徹底するとともに、電子

データの書きかえ防止ロック機能の追加などの対策をとることとしております。

次に、34ページをお願いいたします。

荒尾市浦川支流増永川、増永橋におけるPCP、ペンタクロロフェノールの検出について報告します。

1の経緯ですが、平成16年度の浦川一部橋での水質調査で、過去農薬として使用されていたPCPが検出されたため、浦川、浦川流域の工場群、工場井戸周辺の地下水の水質調査を行ってきました。その結果、工場排水、工場井戸からWHO飲料水水質ガイドラインを超える値が検出されました。なお、周辺の井戸等の調査では、数値として検出できないか、あるいは極めて低い濃度でありました。

このため、平成18年に、原因究明と改善方策を検討するため、学識経験者から成る検討委員会を設置し、その指導、助言を踏まえ、現在、井戸水、河川等の定期調査を行っているところです。

今回、8月1日の調査で、増永橋で水質保全目標を超える1リッター当たり9.3マイクログラムを検出いたしました。

2の(1)の超過の原因につきましては、流域のA工場で夏季のみ取水する井戸からの影響の可能性が高いと推定し、(2)の削減対策として、浦川流域3工場に対し、高濃度のPCP井戸水を低濃度のものに代用するなど、3工場合計で排出量を約20%削減し、保全目標を達成するよう要請しました。

8月27日から削減対策を実施し、(3)の対策後の調査結果にありますように、9月4日、増永橋で1リッター当たり5.1マイクログラムに減少し、保全目標以下となったことを確認しております。

以上でございます。

○林田水環境課長 水環境課でございます。

35ページをお願いいたします。

平成18年度に実施いたしました水質調査結

果が今回まとまりましたので、概要を御報告させていただきます。

水質汚濁防止法第17条では、河川や海域などの公共用水域、それから地下水の水質の状況を調査いたしまして、その結果を公表することになっておりますので、その結果を報告させていただきますものです。

まず、大きな1番の公共用水域の水質調査でございますけれども、河川や海域などの水質の状況はどうなっとるか、それからその変化はどうなっとるかということを経年的に調査するものでございます。

(2)の調査方法のところでございますけれども、調査項目につきましては、カドミウムなどの人の健康に影響を与える項目、それからBOD、CODなど河川や海域の汚染に関する項目などについて調査しております。

(3)の調査結果の概要でございますけれども、①の人の健康の保護に関する環境基準項目、健康項目では、弗素が黒川の白川合流域前で超過いたしました。弗素は自然界にも広く存在するものですから、この原因は、阿蘇の火山の関係あるいは温泉の関係だと思われております。

それから、生活環境の保全に関する環境基準の項目におきましては、代表的な指標でありますBOD、CODなどについて調査しまして、その達成の状況は、36ページの表のとおりでございます。

まず、36ページの河川、環境基準を達成しなかったのは表-1でございますけれども、河川の方が全水域の97%となっておりますけれども、これは、48水域中の1水域でございます。それから、湖沼、ダムの方では、緑川ダム、海域では73.7%となっておりますが、19水域中5水域達成しなかったということでございます。

それから、大きな番号の2の地下水の水質調査でございます。

これにつきましても、計画的に今地域を定

めて調査をやっているところでございますけれども、その結果を公表させていただくものです。

(2)の調査の方法のところで、環境調査項目につきましては、カドミウム、テトラクロロエチレン等26項目を実施しておりまして、調査検体数は、③に書いとっておりでございます。

調査の結果は、37ページに記載いたしております。

表を見ていただくと、弗素、それから砒素などの自然界に存在するもの、あるいはなかなか回復しないものといえますか、回復には時間がかかるものと、いろいろ示しているとおりでございます。

それから、水質調査の結果の後でございます。井戸の調査結果の後ですけれども、民間井戸がほとんどでございますので、飲用に適しないという場合には、所有者あたりに通知いたしまして、飲用しないように指導いたしておりますし、特に原因あたりわかった場合は、特にその地域の調査あたり広げていって、原因をもう少し深く調べるというようなことにしております。特に硝酸性窒素につきましては、荒尾地域、熊本地域へ特に広がっておりますので、関係市町村、それから農政部などと連携をいたしまして、調査を進めております。

なお、その結果の概要につきましては、お手元にブルーの冊子をお配りしておりますけれども、この中に書いてございますので、参考になればというふうに思っております。

以上でございます。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の38ページの方をお願いいたします。

まず、最近の取り組みでございますが、今年度のこれまでの取り組み状況の主なものについて御説明をさせていただきたいと存じま

す。

まず、4月26日には、地元南関町の総合開発推進委員会が設置されておられますけれども、こちらに、先進事例といたしまして、宮崎県の公共関与処分場の方を視察していただいたところでございます。

翌4月27日におきまして、和水町の最終処分場の地元対策協議会の方から、町長、町議会に対しまして、建設反対の請願が提出されたところでございます。

5月に入りましてからは、ことし3月までに実施をいたしました地質、地下水調査の結果につきまして御説明をしたところでございます。

内容について資料に記載をしておりますけれども、大きくこの調査結果につきましては3点ございまして、1点目は、現地の地盤が非常にかたく、処分場の建設や埋め立て後の廃棄物の重量等にも十分耐え得る岩盤であるということ、それから2番目といたしましては、表層部から深部に至りますまで非常に水を通しにくい岩盤であること、それから3番目におきましては、現地におきましては、地下水が特に顕著に流れている地層、地下水流動層と申しますが、これが顕著なものは見られなかったということにつきまして地元の方に御説明をしたところでございます。今後、さらに調査範囲を広げたり、あるいは季節変動等を把握するための調査を継続して確認をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、6月20日には、この4月27日に提出されておりました建設反対の請願につきまして、和水町の議会で採択をされたところでございます。

次に、39ページの方をお願いいたしたいと存じます。

7月12日には、この和水の町長、それから町議会議長、それから和水町の対策協議会の会長など18名の方々が、知事あてには意見書、

県議会議長あてに要望書を提出されまして、知事側といたしましては、金澤副知事の方で対応したところでございます。和水町からは、この南関町と同一地区内という認識に立った対応をしていただきたいと、あるいはその地下水、農業用水、土壌汚染、それから近隣の交通問題等の不安がございまして、現状ではなかなかこの建設計画を容認できないので、再検討していただきたいというような御意見がございましたけれども、県といたしましては、県内の環境保全いたしまして、産業を発展させるための社会資本として、ぜひ整備をする必要があること、また、皆様方が抱えておられる環境への御不安等につきましては、今後進めてまいります環境アセスメントの中で、専門家や地元の方々の御意見も取り入れながら、丁寧にこれを御説明して不安を解消してまいりたいと、また、今後、建設に当たりましては、現在の知見での最大の技術をもって不安をぬぐい去れるような対応もしていくというようにお答えをしたところでございます。

また、県議会の方では、県議会議長あてでございましたが、議長にかわりまして、中原環境対策特別委員長が、この要望に御対応をされたところでございます。

それから、8月6日になりまして、この県議会の対策特別委員会の正副委員長による現地視察を行っていただいたところでございます。

8月23日には、和水町の対策協議会の方から、5月17日に提出をされておりました質疑書に対する回答を行いますとともに、今後着手してまいります環境アセスメントの概要等について御説明をしたところでございます。

また、9月20日には、第2回目の財団設立の準備会議を開催いたしまして、今後の財団法人の設立に向けました事務的な準備、調整について、一通り関係機関等の御了解をいただいたところでございます。

次に、2番目の事業主体となります財団法人の設立準備についてでございます。

(1)の名称及び(2)の設立目的につきましては、6月のこの委員会でも資料に記載をしたとおりでございます。それから、(3)の設立時期につきましては、これは来月中旬をめどに財団法人の設立発起人会を開催いたしたいと考えておるところでございます。その後、財団法人の設立認可申請などをいたしまして、財団設立を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、(4)の基本財産につきましては、総額600万円を目標に造成をしたいと考えておりまして、県及び全市町村のほか、排出事業者団体の11団体にも御参画をいただくことといたしております。ただ、この市町村につきましては、地元の玉名郡市の2市4町におきましては、これはまだそうした、ここに記載をしておりますような地元のいろんなさまざまな動きがございます関係上、出捐については地元の御理解が得られるまで当面の間は見合わせたいという御意向をお持ちでございますので、財団設立発足当時におきましては、この総額600万円を若干下回る程度になるかというふうに見込まれているところでございます。

40ページの方をお願いいたしたいと存じます。

(5)の業務内容につきましては、この資料に記載のとおりでございます。今年度は、県が実施をいたします基本設計の内容を踏まえまして、環境アセスメント手続に着手してまいりたいと考えておるところでございます。

(6)の役員構成につきましても、この資料に記載のとおり、理事が10人程度、監事が1人、それから評議員が10人程度を予定しておるところでございます。

次に、3の今後の取り組みでございますが、まず、(1)の地元の理解促進に向けた取り組

みでございますけれども、何よりも今後また地元へ御理解を深めていただくことが第一でございますので、今申しましたように、今年度実施をしてまいります基本設計の内容や、今後約3カ年かけて実施をしてまいります環境アセスメント手続などによりまして、引き続き丁寧に御説明をいたしまして、地元の方々の不安を払拭できるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、(2)の地域振興策につきましては、公共関与の基本計画におきましても地域振興に努めると明記をいたしておりますので、今後、地元市町や住民の方々の意見を踏まえまして、地元の方々の不公平感等が生じないように地域振興についても努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の41ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして御報告いたします。

水俣病保健課、水俣病審査課、2課分あわせまして報告をさせていただきます。

まず、1の前回の6月定例県議会以降の主な経緯についてでございますが、7月3日とそれから8月30日の日に与党水俣病問題プロジェクトチームの会が開催されまして、新たな救済策の考え方が示されたところでございます。

この間、7月29日には、再開後3回目となります認定審査会を開催いたしております。

次に、2の国における新たな救済策の検討状況につきまして御報告いたします。

まず、(1)の救済策検討に先立ち行われた実態調査の結果でございますが、実態調査は、アンケート調査と電話による聞き取り調査を実施しておりますが、このうち、資料には聞

き取り調査の結果をお示しいたしております。

調査は、218名の方々に対して行いました。このうち、平成7年以前から四肢末梢優位の感覚障害の症状があつて、診断書などでそれを証明できる方というのはわずかに8名しかおられないということがわかりました。

次のページをお願いいたします。

8月30日に行われました与党プロジェクトチームにおいて示されました新たな救済策の考え方について御報告いたします。

①から③まで書いておりますが、まず、①の平成7年の政治解決の救済対象者に準ずる者を救済するという考え方を堅持するという基本的な考え方に基づきまして、②でございますが、現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者を広く対象として一律に救済するという考え方で、2つの案が示されております。平成7年の政治解決では、症状に応じて医療手帳と保健手帳が交付されます。手帳による医療費の給付とあわせて、医療手帳では、一時金と療養手当が支給されておりますが、今回示された案では、1つは、手当を考慮しないで一時金のみに重点を置く案、もう一つは、一時金と手当をあわせた案でございます。

③でございますが、そして、先ほど実態調査の結果で申し上げましたけれども、平成7年当時から症状があつたと証明できる人には、特枠を設けて救済するというものでございます。

今後の取り組みについてでございますが、この考え方によりまして、関係者と協議を重ね、救済策をまとめていくことが示されております。現在、この考え方に基づきまして、先日も与党プロジェクトチームの園田座長と2団体の意見交換が行われましたが、今後も協議が重ねられていくものと考えております。県といたしましても、今が重要な局面を迎えているということから、いろんな機会をとらえまして団体の意向把握に努めます。国

や与党PTへの適時的確な情報伝達をすることで、救済策の早期実現に向けた役割を果たしてまいりたいと考えております。県議会の引き続きの御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、3の認定申請等の状況につきましてでございますが、(1)の関西訴訟最高裁判決以降の認定申請者の数は、8月31日現在で3,506人でございます。

次の43ページをお願いいたします。

4の水俣病に関する裁判の状況につきましてでございますが、これは、これまで御報告しているものとそう変更はございませんが、変更している部分だけ申し上げますと、現在係争中の裁判では、(1)から次の44ページの(4)までに記載しております4件でございます。

(2)の水俣病認定申請棄却処分取消及び認定義務付け訴訟につきましては、7月6日に結審をいたしまして、来年の1月25日に判決言い渡しの見込みでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 38ページ、廃棄物対策課にお尋ねいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について、今、それぞれ、るる御説明がございました。ただ、きょうの熊日新聞にも書いてありました。財団法人のこの設立準備ということに当たって、公共関与の財団に関しては、南関以下、今御報告ありましたとおり、2市4町が参加をしないというようなことになっております。

まだ住民の皆さんに不安が残る、これは当然そうでしょう。恐らくその立地をする場所、こういったものができるかと、本当に安全性は大丈夫なのかということで非常にその辺不

安があるというふうに思いますが、ただ、それでもこれは、そういう不参加という表明があっても10月に法人設立を目指されると、これは何ですかね。

○本田廃棄物対策課長 まず、本日でも新聞の報道がなされて、実は昨日の環境対策特別委員会の方でも同様のお尋ねがあったところでございますが、地元2市4町におかれましては、地元のこういったさまざまな住民の方々の動きがあるということを踏まえて、財団の出捐については、ある程度住民の方々の不安が払拭されまして、建設に同意が得られるというような見込みが得られるまで、当面出捐については見合せたいと思うけれども、ただ、地元の方々の不安を一つ一つ丁寧に説明するための財団が進めます環境アセスメントにつきましては、ぜひこれに早く取り組んでいただきたいというような御意見を、これは2市4町の方からもいただいております。

したがって、この2市4町を除く他の町村の方々も出捐をしていただくこと、そして財団を設立して、そうした早急に環境アセスメントの手续に入っていただくことにつきましては、この2市4町の方からも御了解をいただいております。

したがって、今御説明申しましたように、この環境アセスメントの手续を進めますまでに今後約3年ぐらいかかりますので、そうしたことから、私どもといたしましては、できるだけ早急にこの財団を設立いたしまして、このアセスメントの手续に入りたいというふうに考えております。

○大西一史委員 今、環境アセスに入ることによって財団をつくりたいということです。これは、いわゆる早くアセスに入って、そしてできるだけ早く建設に向けていこうということの前提があつてということだろうという

ふうに思います。

ところが、実際、県の平成15年3月に策定された公共関与の基本計画、これが一応前提で今すべてが動いているというふうに思いますが、この中で、民間処理業者が設置する管理型最終処分場については平成18年度に不足が予測される、ほかのページでは平成17年度と書いてあります。そういったことで、もう19年度になってまだ、残量量というか、余裕があるわけですね。足りない足りないと言って実はあるという状況で、菊池の九州産廃、ここが40万立米ですかね、新たに増設をするということになって、それから熊本市内でも1カ所、現在アセス中というふうに思いますが、40万立米のそういう管理型の最終処分場ができそうだと。また、報道によれば、三角、宇城市の方でも1カ所、これは80万立米ですかね、できそうだというような話もあると。

いろいろな民間の計画がある中で、前提が、もうそもそもが変わってきているんじゃないかなというふうに思うんですね。この県の産廃公共関与基本計画の中にも書いてありますけれども、民間による整備が困難な場合は、それを補完して公共関与により施設の確保を図る必要があるというふうなことが、計画策定の趣旨としてこれはもうきちっとうたわれているわけですね。ということは、まだ少しこの状況としては、そういう民間の状況がこの計画を策定した段階と現在は変わってしまっているということがまず1点。

それから2点目として、減量化が進んでいるんですね。要はリサイクルが進んで、ごみの量が減っていると、産廃の量も大分減ってきたということで、これは産廃税の方も実際の予定よりも随分少ない、半額ぐらいですかね、見込みよりもということで、どんどん減量化が進んでいるということで、残余の期間というのが、私はもう少し余裕があるというのではないかなというふうに思う

んです。

そういう中ですから、逆にもっともちょっと時間をかけて地元の人にも説明をする、そして参加をしていただいて出捐をしていただいた上で、納得の上でアセスの手续に入るといのが私は妥当ではないかなというふうに思うんですね。ですから、これは計画全体の前提条件が変わっているということについてどのようにこれから進めていかれるのか、これを延期、もしくはもう少しちょっと推移を見守るという、意見聴取も含めてやっていくという気がするかどうか。

それから、実際総事業費として、ここだけでも83億程度ということで、これは基本計画になっていますけれども、莫大な財政的な負担を強いるわけですね。県がこれだけもう予算がないという逼迫している中で、プライオリティーがそんなに高いのかどうかと。民間で受け入れる量があるのに公共で、財政が厳しい中でも、あえて80億も100億もつぎ込んでやる必要があるのかどうなのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○本田廃棄物対策課長 公共関与のこの事業そのものについて前提条件が変わっているのではないかと、それによってプライオリティーをどう考えるかというお尋ねだったと思います。

確かに今、委員が御指摘のとおり、例えば各種のリサイクル法が制定をされまして、特に平成14年の建設リサイクル法、これが制定された以降におきましては、最終処分量が、平成12年、13年、この計画策定当時からいたしますと、半減、それ以上に少なくなっているという状況でございます。また、一般の民間の処分場の状況でございますけれども、これにつきましては、現在埋立容量といたしましては、その後、計画策定当時から平成16年度には、八代の方で3万立米、菊池の方で11万立米、計14万立米が増床されまして、その

時点では、残余容量が約平成19年度ぐらいまでは何とかいけるんじゃないかというような見通しが立ったところでございます。

また、今御指摘がありましたように、本年2月に菊池の方で約39万立米の施設の増設計画が許可を得て、現在工事中でございまして、本年度には供用開始をするという予定になっております。ただこれも、6月の当委員会で御説明をいたしましたとおり、この菊池市の処分場におきましては、長年の紛争状態を解決いたしますために、菊池市等との協定によりまして、平成26年度までには操業を停止するという事になっております。

一方、そういった残余容量がこの39万立米、それから先ほどの途中での八代等におきまして約50万立米超の容量が現在生じて、しかも、冒頭申しましたように、最終処分量が、各種リサイクルの推進等によりまして、約半減いたしましたおかげをもちまして、この菊池市の処分場が操業停止をいたします平成26年度ぐらいまでには何とか残余容量が間に合うんじゃないだろうかというふうに思っております。

ただし、それ以降につきまして、これも今お話が出ましたように、現在アセスメントが進められております三角それから水俣につきましては、なかなか地元の動き等で今後の建設の見通しが非常に厳しい状況にあるというようなこともございます。

それからもう1つ、熊本の方のこの処分場でございますが、これも現在アセスの手續中でございますけれども、これにおきましては、非常に、御承知のとおり、当処分場におきましては、住宅の密集地にございまして、その受け入れにつきましても、例えば有機物についてはなかなか悪臭等の影響もあって受け入れがたいというようなこともございまして、今後の拡張計画におきましても、具体的にどれぐらいの規模で今後拡張をなされていかれるのかと、全体といたしましては約160万立

米の拡張計画をお持ちでございますけれども、具体的には、恐らく受け入れも、その辺の発生状況、あるいは受け入れ品目等の発生状況等を見ながら、今後経営上の御判断をなされていくものというふうに考えておるところでございます。

したがって、以上の観点から、県といたしましては、今後やはり、生活環境の保全、あるいは各種産業の安定的な発展といいます、そうした上からのセーフティーネットといたしましても、この公共関与を進める必要があるというふうに考えておるところでございます。

そうしたことから、今後、アセスメントを含めましても約3年、その後の用地買収、あるいは実施設計、そして建設工事等を含めまして、最短で進めましても供用開始は恐らく、現在の予定では、平成25年度までかかるのではないかとこのように考えておるところでございます。

なお、この当財団につきましては、現在は南関町を第1の候補地といたしましてこれに取り組んでおるところでございますが、今後、さらに県全体を視野に入れて、こうした安定的なセーフティーネットの確保というようなものも視野に入れながら取り組む必要がある、そうした役割を担う財団だというふうに認識をしておるところでございます。

今後とも、そうした意味で、最初の建設処分場でございます南関町におきまして、周辺住民の方々も含めまして、御理解を得るためのアセスメントの手続にはできるだけ早急に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○大西一史委員 ちょっと済みません、長くなっていますからもう簡潔に行きたいと思いますが、とはいえ、今いろいろ御説明があったのはよく理屈としては確かにそうかもしれませんが、あくまでも公共関与事業というの

は民間処理の補完的な役割を果たすというものでありますから、そういう意味では、その民間の部分の動きというのがあっている今の現状では、それを来月に財団を立ち上げてアセスをすぐ始めないかぬ状況に今あるかと言われれば、私はどうかなというふうに個人的には思います。

半月延ばしても、要は公共関与を私はやめろと言っているわけじゃないんです。公共関与は恐らく将来にわたって必要になってくると思います、民間のそういう処分場建設の是非というのがあちこちで問われているわけですから。やはり公共でも——公共ですらこうやってできないわけですよ。土地もまだ1筆もどうにもまだなっていないような状況の中で、私はやはりもう少し丁寧な進め方をしていくべき、しかも財政的な負担を強いるものであるというふうに思います。だから、逆に言えば、少しぐらいこれは時間的な余裕を見てもいいんじゃないかなというふうに今感じているんですけれども、部長、ちょっと総括して、今、お考え、どういうふうに思っておられるのか、ちょっと聞かせていただけないか。

○村田環境生活部長 今、課長の方から説明がありましたように、全体的な公共関与の県の機能としては、これはやはり保有していくべきであろうという基本的な考え方を持っております。だから、そういう意味では、つくる方向性というのが1つあるんですが、当然民間のもの、例えば水俣は今計画があっているのは200万立米です。これができればもう何もする必要ありません。仕事も要らないわけですね。ただ、水俣にしる三角にしる、それからOS、熊本市内のものについても、現時点では非常に不確定な要素がございます。そういう中で、今産業廃棄物そのものが量的にも減ったとか、いろんな意味で少し息をついている状況には間違いないと。これは

もうそのように感じておりますが、そういう中ではありますけれども、現在この手続を、もし財団もつくらずにアセスも進まないということであれば、卵と鶏の関係と同じように、南関町の状況は多分一步も進まない状態になるかと思っております。

現実には、今御指摘の部分の民間の処分場の状況をどのように見きわめるか、もともと補完ではないかということも当然あるかと思っておりますので、そういうものは、先ほど申し上げましたように、アセスだけでも3年は最低かかるわけですので、そういう状況の中で、いろんな意味での御意見はまた伺いながら、いろいろ検討を重ねながら、議会でも特別委員会できておりますので、特別委員会での御議論も踏まえながらいかなければならないものだろうと思っております。

ただ、現時点では、これをもう完璧にそろった時点でスタートということになれば、それは未来永劫にわたって多分進まないだろうというふうに思っておりますので、基本的には、今地元の御理解を得るためには、この流れは変えられないのではないかというふうに今の時点では整理しております。

そういう中で、さっき言いましたように、アセス、途中の中でいろんな御議論はまた賜るべきことかなというふうに考えております。

○大西一史委員 今、部長からもそういうお話ありましたが、時間的に逼迫していないのであれば、少しその辺は慎重に事を進めていただきたいということを私の方から改めて要望させていただきます。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。

○福島和敏委員 32ページ、環境保全課。

日本製紙の測定記録改ざんについて、この最後、再発防止策は万全なのか、それだけ聞かせていただきます。

○古庄環境保全課長 環境保全課でございます。

我々といましては、引き続きずっと監視をいたしまして、基準遵守が図られるように見守っていきたくと思います。当然こういった改善策、今考えられる改善策、事業者としてやっておりますので、それを踏まえてしっかり対応していただきたいというふうに考えております。

○福島和敏委員 日本製紙は、これに対してきちんとしているの。

○古庄環境保全課長 はい、正確な金額は把握しておりませんが、例えば窒素酸化物を削減する尿素を噴霧する、そういった装置についてはかなりの投資が要すると思います。

○福島和敏委員 ありがとうございます。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。——よろしいですか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

実は、付託請願の審査を飛ばしておまして、それをしなきゃいけないもんで、そちらの方に移らせていただきます。

本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

請第12号悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する請願は国レベルの問題でありますので、執行部の説明は省略いたします。

採決に入りたいと思います。

まず、請第12号についてはいかががいたしま

しょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第12号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。よって、請第12号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第12号は、国に対して意見書を提出していただきたいという請願であります。

そこで、意見書(案)については作成しておりますので、事務局に配付をさせます。

(資料配付)

○藤川隆夫委員長 意見書朗読して。

○徳永議事課課長補佐 それでは読み上げます。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)

高齢者に対する住宅リフォーム工事や寝具の次々販売、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには、多額のクレジット債務に迫われた消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生している。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは、代金回収と商品の引渡しを分化したシステムであり、販売事業者が消費者の資力等を見殺しした勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにもかかわらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を十分に行ってこなかったことなどが挙げられる。

よって、国におかれては、こうしたクレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには、消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、割賦販売

法改正に当たって、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 クレジット事業者の既払金返還責任(無過失共同責任)

被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は、既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとする。

2 クレジット事業者の不適正与信防止義務

契約書型及びカード式も含め、クレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとする。

3 過剰与信防止義務

クレジット事業者は、過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事効を認めるなど、同義務が実効性のあるものとする。

4 契約書型クレジットに関する規制強化

契約書型クレジットについて、カード式同様、登録制度を導入し、かつ契約書面交付義務を明記すること。

5 指定商品(権利・役務)制及び割賦要件の廃止

原則として、指定商品(権利・役務)制及び割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

熊本県議会議員 村上 寅美

以上です。

○藤川隆夫委員長 御意見はございませんで

しょうか。——よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長　じゃあ異議なしということで取り扱わせていただきます。

それでは、この案を本委員会提出議案として本会議に提出することに決定をいたしました。

それでは、その他に入りたいと思いますけれども、その他で何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長　ありませんね。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもって本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長